

社会保障・税一体改革関連資料

地方の役割を踏まえた「社会保障と税の一体改革」を求める

平成23年2月26日
全国知事会

政府は、今年6月までに社会保障改革の全体像とともに、必要な財源を確保するための消費税を含む税制抜本改革の基本方針を示すべく、「社会保障と税の一体改革」に向けた議論を開始した。全国知事会は、厳しい日本の財政状況や急速に進む少子高齢化の中で、経済状況の好転を前提に消費税・地方消費税の引き上げを含む抜本的な税制改革が不可欠であることを既に2年以上にわたって訴え続けてきたところであり、改革の推進を支持するものである。

しかし、国民的な議論をオープンに進めるとして設置された「社会保障改革に関する集中検討会議」の委員に地方自治体の代表が選任されず、地方の意見を聴取する予定も示されていない。地方の参画なしに議論が進められていることは誠に遺憾である。

我が国の社会保障制度は、年金など一部の分野を除き、地方自治体を運営主体としている。介護保険、国民健康保険及び後期高齢者医療の運営をはじめ、公立病院、保育所及び放課後児童クラブ等の設置・運営、乳幼児医療費助成、妊産婦健診、障害者自立支援給付などの福祉サービスは、国民に最も身近なところで地方自治体が幅広く担っており、政府の目指す「強い社会保障」は、国だけで実現できるものではない。国における年金をはじめとする現金給付等と地方における様々な福祉サービスが車の両輪として一体的に提供されてこそ、国民生活の安心が確保される。

我々は、「社会保障と税の一体改革」について、国とともに責任を果たしていく決意である。今後の改革の推進に当たっては、下記の点を踏まえるよう、強く要請する。

記

1 狭義の社会保障に限定せず、福祉全体を見据えた改革を行うこと

社会保障の財源確保に当たって、国の予算総則で定められた基礎年金、老人医療及び介護のいわゆる高齢者3経費に充てる国の消費税の不足だけに焦点を当てる議論があるが、これは極めて不適切である。

広く国民に新たな負担を求める議論を行う以上、国民に還元される社会保障の財源として理解を求めることは重要である。その際には、高齢者を対象とした給付に限定するのではなく、制度全般を支える地方の参画の下、子育て支援、医療や障害者福祉をはじめ、切れ目なく全世代を対象とした持続可能な福祉全体のあるべき姿を示し、全ての国民の生活の安心につながる改革とすべきである。

2 地方の役割を踏まえた税制改革を行うこと

これらの社会保障の財源は、国と地方がそれぞれ分担している。地方は、極めて厳しい財政状況の下、公共事業などの投資的経費をピーク時の4割近くまで抑制し、国を上回る大幅な職員数の削減や独自の給与カットなど、行財政改革に徹底して取り組むことにより必要な財源を捻出し、制度を支えてきた。国民に負担を求める前提として、国においても、出先機関の廃止など徹底した行財政改革が必要である。

少子高齢化の急速な進行に伴い、社会保障に係る平成22年度の負担額は、国の27.6兆円に対し、地方が16.8兆円に上っている。今後、現行制度のまま推移した場合、さらに毎年国費約1兆円、地方費約0.7兆円と、共に大幅な増加が見込まれる。

以上を踏まえ、国・地方を通じて安定的に運営できる社会保障制度のあるべき姿を示した上で、次世代に負担を先送りすることなく、地方の役割を踏まえた税制改革を行うべきである。

3 地方の参画の下で一体改革を行うこと

地方の参画の下で、地方の意見や制度運営の実態を十分踏まえて一体改革を行うべきである。

社会保障制度改革と地方の役割

平成23年4月

全国知事会

目次

	ページ
社会保障制度改革と地方の役割に関する基本的な考え方	1
1. 年金制度の課題と今後の方向性	2
2. 医療保険制度の課題と今後の方向性	3
3. 介護保険制度の課題と今後の方向性	5
4. 子ども・子育て支援制度の課題と今後の方向性	7
5. 障害者福祉の課題と今後の方向性	9
6. 生活保護制度等の課題と今後の方向性	10
7. 雇用の課題と今後の方向性	12

社会保障制度改革と地方の役割に関する基本的な考え方

少子高齢化が急速に進行し社会保障関係費が増加の一途をたどる中、年金未納問題に象徴されるように社会保障制度に対する国民の信頼は大きく揺らいでいる。
このため、次の5原則に基づく改革を進めることにより、持続可能で国民から信頼される社会保障制度を確立しなければならぬ。

全国知事会としても、この改革に積極的に参画していく考えである。

1 国民参加による相互扶助の基本に立ち返る

国民一人ひとりの自助・自立を前提としつつ、社会保障制度はあくまでこれを補完する相互扶助の仕組みという基本に立ち返るべきである。そのためにも受益と負担の関係を明らかにし、国民にわかりやすく透明性の高い仕組みに改めるべきである。

2 新しい公共を活かし共助社会をつくる

増大・多様化する社会保障の需要はもはや行政だけでは担いきれない。NPOやボランティアなど「新しい公共」を担う様々な主体が活躍する共助社会づくりを進めるべきである。

3 元気に活躍できる高齢社会をつくる

65歳以上を高齢者と定義した昭和31年当時に比べ平均寿命は男性で約16年、女性で約19年も延びており、多くの高齢者は働きたい、社会貢献したいと望んでいる。経験豊かな高齢者が社会の重要な構成員として、いきいきと働き活躍できる社会を実現しなければならぬ。
このため、雇用や年金を含め制度を見直すことにより元気な高齢者の就労を促進し、支える側の層を厚くすることも必要である。

4 多様な働き方が可能な社会をつくる

正規・非正規雇用の如何を問わず、同一労働・同一賃金の考え方に立って、高齢者や女性を含め個人のライフステージに応じた多様な働き方を可能にするような制度改革と支援の仕組みづくりを急ぐべきである。

5 国と地方は役割分担しつつ協力する

全国一律の現金給付は国が行い、保育や介護予防のようなサービス給付は地域の実情に応じ地方が創意工夫により実施すべきである。
少子高齢化が進む中、対人サービス給付を担う地方の役割は益々大きくなる。特に住民に身近な市町村の役割は重要である。都道府県もこの広域調整と支援に当たらなければならない。
国と地方はこのような役割分担の下で、互いに協力し持続可能な社会保障制度の確立を目指さなければならない。

1. 年金制度の課題と今後の方向性

① 現行の保険料と税財源による財源制度は維持すべき

- 現行の年金制度は、今後、高齢化の進展で給付額の増大が予想される中でも、保険料と税財源の組み合わせにより、安定的な運営が図りやすいとともに、個人の自助・自律を基本とする我が国の社会のあり方に馴染むものと考えられる。
- 基礎年金について、税方式への移行を図る場合、長い移行期間と巨額の税財源が必要となるとともに、過去の保険料納付実績の取扱いなどで、公平性の確保が困難と考えられる。
- このため、現行方式を前提としつつ、現行制度の課題への実効性ある対応を図ることが肝要。
(※ 将来的には、税方式への移行を検討すべきとの一部意見あり)

② 未納問題について、実効性ある対策を講ずるべき

- 保険料の未納問題は、国民皆年金の理念を脅かす大きな問題。(国民年金の納付率は60.0%、未納者約320万人(H21))
- 今後、「社会保障・税に関わる番号制度」も活用し、未納者の属性に応じ、低所得者には免除制度の積極的な利用促進、高所得者等への強制徴収の徹底などの対策の強化が重要。
- また、雇用形態が多様化する中で、国民年金の加入者の約3割は非正規労働者であり、保険料負担が困難な場合がある。こうした課題に対応するため、非正規労働者の厚生年金への適用拡大を図ることが重要。

③ 無年金・低年金の防止のため、基礎年金の最低保障機能を強化すべき

- 現役時代の保険料納付が困難な場合には、老後の低年金・無年金を招き、現状では、生活保護受給世帯の約半数が高齢世帯であるなど、社会保障制度全体に及ぼす影響が大きい。
- 将来の無年金等の発生予防の観点から、基礎年金の最低保障機能の強化が必要であり、最低保障額の設定、受給資格期間(現行25年間)の短縮、保険料納付期間(現行2年間)の弾力化等の措置を検討すべきである。

2. 医療保険制度の課題と今後の方向性

① 現行の後期高齢者医療制度は維持し、安定的な運営に努めるべき

- 昨年末、厚生労働省の高齢者医療制度改革会議において、後期高齢者医療制度を廃止し、地域保険を国民健康保険制度に一本化した上で、75歳以上を国保と被用者保険に戻す改革案の提言がなされた。
- 現行制度は、高齢者の受益と負担の明確化や保険料負担の公平化を図ったものであるとともに、施行から約3年を経過し定着しつつあることから、現行制度を維持し、安定的な運営に努めるべきである。

② 国民健康保険制度は、国費の拡充等により、安定的な運営を確保すべき

- 国民健康保険制度は、主に自営業者等の加入を想定して創設されたものの、産業構造の変化や雇用の流動化により、現在は、非正規労働者などの低所得者層や、無職者等が多く加入する制度となっており、構造的な問題を抱え、一般会計からの多額の法定外繰入を要するなど、保険財政は恒常的に逼迫している。
- 国民健康保険制度の安定的な運営が確保されなければ、国の国民皆保険制度の維持は困難であり、国は、国費の拡充等により、財政責任を果たすべきである。

・被保険者の状況

	昭和60年度	平成20年度	差
被保険者のうち60歳以上の割合	27.0%	43.5%	+16.5
世帯主が農林水産業・自営業の割合	43.6%	20.7%	-22.9
世帯主が無職者(年金生活者含む)の割合	23.7%	39.6%	+15.9

・財政の状況(平成21年度)

保険料収納率	88.01%
法定外一般会計繰入れ	約3,600億円
前年度繰上げ充用額	約1,800億円

③ 持続可能な制度が構築されるならば、都道府県も積極的に責任を担う覚悟

- 国民健康保険制度の構造的な問題については、先般、厚生労働省と全国知事会など地方3団体との協議が開始されたところであり、4月を機に改革の方向性を取りまとめることとなっている。
 - この協議において、国民健康保険制度の構造的な問題に対する抜本的な解決が図られ、持続可能な制度が構築されるならば、都道府県としても積極的に責任を担う覚悟はある。
- (※ 将来的には、医療保険制度の全国レベルでの一元化を目指すべきとの意見あり)

④ 医療提供体制の整備拡充を図るべき

○ 医師・看護師をはじめとする医療従事者数が限られる中、

- ① 医療機関等（急性期病床－亜急性期・回復期病床－慢性期病床－診療所・訪問看護ステーション等）の機能分担と連携強化、
 - ② 地域偏在と診療期間の偏在の解消、
- 等を図り、いずれの地域においても、地域住民への必要な医療提供体制の整備が必要である。

○ 医療ニーズを考慮し、計画的な医師・看護師等の養成・確保を図る必要がある。

○ また、保健所や市町村保健センター等が実施する健康増進の取組を拡充する必要がある。

⑤ 公費医療費助成制度の在り方を公平性の観点から見直すべき

○ 医療費の負担軽減措置としては、健康保険法に基づく高額療養費制度の他、対象者や給付内容、根拠規定等を異にする様々な公費負担医療制度が存在し、複雑な体系となっており、結果として不公平な仕組みとなっている。これまで各制度が果たしてきた役割を十分踏まえ、公平性の観点などから、見直しの検討が必要である。

医療保険における自己負担は、原則3割負担であるが、例えば、特定疾患治療研究対象の56疾患の場合は、入院患者では最大でも月額23,100円、外来患者では最大でも11,550円にまで自己負担額が軽減される（重度認定者は自己負担なし）。

一方、公費負担医療制度の対象外の患者については、医療費が高額になった場合、高額療養費制度を受けても月額8～9万程度（一般所得者の場合）の自己負担となる。

3. 介護保険制度の課題と今後の方向性

① 介護予防や自立した生活のためのサービスを大幅に拡充すべき

- 今後、高齢者が増加する中で、一人でも多くの高齢者が介護を要する状態にならないよう、介護予防の一層の取り組みが必要である。
- 単身・高齢者のみの世帯など地域で孤立するおそれのある高齢者にとっては、介護保険サービス（予防給付）のみならず、配食や見守りといった日々の生活を支えるサービス（地域支援事業）が必要である。こうしたサービスを充実することによって、自宅での生活の継続が可能となる。
- 介護給付費の適正化を図るためにも、介護予防や自立した生活のためのサービスを大幅に拡充する必要がある。

要介護認定者数

区分	H12	H22
高齢者数	21,654,769	28,945,267
要介護認定者	2,181,621	4,870,217
認定率	10.1%	16.8%

介護費用（単位：兆円）

H12	H22
3.6	7.9

介護予防事業

（単位：百万円）

区分	H18	H20
介護保険総支出額	5,986,067	6,581,177
介護予防事業費	21,982	50,802
割合	0.4%	0.8%

② 中・長期的に安定した介護分野における人材確保策を拡充すべき

- 高齢化の進展に伴う介護を必要とする高齢者の増加が見込まれることから、介護サービスを担う人材を確保し、その定着促進を図ることが急務となっている。
- 介護分野における質・量両面にわたる人材確保を図るため、他業種との賃金格差の是正や資格取得を進め、介護分野を専門性に基づく産業に成長させていくことが重要。
- 平成21年度介護報酬改定及び介護職員処遇改善交付金の効果を十分検証した上で、中・長期的に安定した人材確保のための抜本的な措置を講ずる必要がある。

[介護職員処遇改善交付金の影響]

[有求人倍率の動向]

区分	H21年6月	H22年6月	増加額
平均給与額	241,520	256,680	15,160

(出典：厚生労働省「介護従事者処遇状況等調査」)

区分	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度
介護分野	1.14倍	1.47倍	1.74倍	2.10倍	2.20倍	1.33倍
全産業	0.86倍	0.98倍	1.06倍	1.02倍	0.77倍	0.45倍

(出典：厚生労働省「職業安定業務統計」)

③ 保険料と公費の負担の在り方の見直しについて検討すべき

- 高齢化の進展に伴う要介護認定者及び介護サービス利用者の増加への対応や、特養待機者(約42万人)の解消のためには、更なる施設整備や在宅サービスの拡充などの基盤整備が必要であるが、一方で、これに伴う保険料の上昇傾向が顕著となっている。
- 将来にわたり安定した制度となるよう、真に必要なサービスの確保、充実を図るとともに、給付費の増加に伴う保険料の上昇が国民に理解が得られる範囲内に抑制することも重要である。このため、保険料と公費(国・地方)の在り方の見直しを検討することが必要である。併せて、要介護の度合いに応じた給付の重点化など、サービスのあり方についても検討すべきである。

[第1号保険料の推移]

[75歳以上の高齢者(基礎年金収入のみ)の負担のイメージ]

区分	H12～H14	H15～H17	H18～H20	H21～H23
全国	2,911	3,293	4,090	4,160

※ H24～26には、5,000円を超える見込みである

基礎年金①	保険料②		本人負担③		負担率 (②+③)/①
	介護保険	後期高齢者医療	介護保険	後期高齢者医療	
66,000	2,430	350	介護保険	12,960	23.3%
			後期高齢者医療	3,290	

※ 保険料は全国平均(介護5割軽減、医療9割軽減後)

※ 本人負担は、1人当たりの居宅サービス費用額(要介護度2のケース)、後期高齢者入院外医療費を基に推計

4. 子ども・子育て支援制度の課題と今後の方向性

①「社会全体で子ども・子育てを支える」という考え方をベースに議論すべき

- 子ども関係経費は「コスト」ではなく「未来への投資」
- 保護者のみならず子育てを社会全体で支える持続可能な制度設計とするため、国と地方の十分な議論が必要

②児童・家族関係社会支出は増額すべき

- わが国における児童・家族関係社会支出は、欧州に比べ3分の1程度と貧弱（H17年：GDP比0.81%、H19年度：約4.3兆円）
- 「子ども・子育てビジョン」の最終年度（H26年度）には約6.8兆円が見込まれるものの、それでもGDP比1.5%前後に過ぎない
- 子どもが将来に希望を持ち、若い人が喜んで子どもを産み育てることを支援するには不十分である

【各国の家族関係社会支出の対GDP比のH17年比較】

日本	ドイツ	フランス	スウェーデン	（参考）日本
0.81%	2.22%	3.00%	3.21%	1.13%（注）

（注） H17年度の児童手当を
H22年度の子ども手当に
単純換算したもの

【児童・家族関係社会支出の推移】

平成19年度	平成22年度（推計値）	平成26年度（推計値）
約4.3兆円	約6.1兆円	約6.8兆円

出典：厚生労働省資料

【「子ども・子育てビジョン」数値目標例】

放課後児童クラブ	81万人（H21.5）	111万人（H26年度）
----------	-------------	--------------

③ 国と地方の役割分担を明確にした制度を構築すべき

- 全国一律の現金給付は国が行い、サービス給付は基本的に地域の実情に応じ地方が創意工夫により実施できる制度とすべき
- 今後増大すると見込まれるサービス給付も含め、安定的、恒久的な財源確保を制度化すべき
- サービス給付の実施主体は市町村が中心となって担い、都道府県は、市町村間の広域調整や専門性・先進性が必要な取組等に
今後も役割を果たしていく

【都道府県の取組例】

広域調整	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所の広域入所調整・病児病後児保育の調整 ・児童養護施設等の整備及び社会的養護が必要な子どもへの自立支援 ・小児救急医療体制の整備 など
専門性	<ul style="list-style-type: none"> ・周産期医療情報システムの整備・不妊専門相談センターの運営 ・市町村の児童相談の専門的、技術的支援 など
人材育成	<ul style="list-style-type: none"> ・保育士等サービス給付を担う人材の養成 ・地域の子育て支援団体リーダーの養成 など
先導的事業	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て応援に取り組む企業支援、顕彰 ・企業と連携した子育て家庭への優待 など

5. 障害者福祉の課題と今後の方向性

①障害者の総合福祉のためにも「制度の谷間」問題の解消を図るべき

- 現在、国において、障害者の範囲や利用者負担の見直し等を論点とし、障害者自立支援法に代わる「障害者総合福祉法（仮称）」の制定に向けた検討が行われている。
- 現行では身体障害、知的障害、精神障害のいわゆる3障害以外の高次脳機能障害、難病患者などについては、いわゆる「制度の谷間」に置かれ、現行制度では十分に支援されていない。
3障害以外の支援が必要な者が、必要な障害福祉サービスを十分受けることができるよう、障害者の範囲を見直すことが必要である。

②利用者の負担能力を考慮した適正な負担とすべき

- 障害者自立支援法における利用者負担は、先般の法改正により、一割負担の原則から、負担能力に応じた負担へと変更されることとなったが、障害者の所得状況等に鑑み、適正かつわかりやすい利用者負担体系とすべきである。

③障害者が自立した生活を営めるよう、総合的なサービス体系の構築を図るべき

- 障害者が地域社会で自立した生活を営むことができるよう、福祉サービスのみならず、教育、就労支援、医療などの各領域において、障害者のニーズに応じたきめ細かな総合的なサービス体系を構築することが重要である。

④十分な障害福祉サービスが確保できるよう、安定財源を確保すべき

- 障害者自立支援給付をはじめとする障害福祉サービスについては、今後も利用者の増加等に伴う、国及び地方の財政負担の増大が見込まれる。
障害者が、必要なサービスを十分受けることができるようにするために、所要の財源確保を図ることが必要。

6. 生活保護制度等の課題と今後の方向性

①就労・自立支援対策を強化・充実すべき

○近年、失業による生活保護受給者が増大していることから、生活保護の長期化を防ぎ、保護からの自立を効果的に促進するため、年齢や性別、就労能力、就労意欲など個人の特性に応じたプログラムに基づき、就労能力があるが就労意欲の低い者に対しては専門的なカウンセリング等を実施するとともに、就労能力も就労意欲もある者に対しては、地域の求人状況等を踏まえ、その能力に応じた職業訓練と雇用斡旋が可能となるよう、就労・自立支援等の強化・充実を図るべき。

〔参考〕埼玉県のと、就労支援によって500人の生活保護受給者が就職すれば、生活保護費は年間7億円以上減少する(1人の若者が生活保護を受けると年間170万円のコストが必要となるが、就労支援のコストは3万円で済む。)

○福祉事務所、ハローワーク、職業訓練施設等のより一層の連携強化を図るべき。

○生活保護基準の適正化と勤労控除の見直しなど、就労意欲を促進する具体的方策を検討すべき。

○被保護者を体験就労やトライアル雇用などで受け入れる企業に対する支援策を制度化すること等により、雇用の受け皿を積極的に掘り起こすとともに、就労意欲に応じて、ボランティア活動等から段階的に一般就労に結びつけていく仕組みを整備すべき。

○生活保護世帯の子どもやボーンダーラインにいる人たちが、将来、被保護者にならないよう、高等教育への就学費の充実や生活支援対策の強化、産業構造の変化に対応した職業訓練・再教育等の実施など、教育部門と連携した就労・自立支援の仕組み等を充実させるべき。

②医療扶助や住宅扶助等の適正化を図るべき

○長期入院患者の退院促進、頻回受診者への適正受診指導、レセプト点検等を引き続き実施するとともに、病気の悪化による入院を防ぐための健康診断や受診の促進等保健指導の充実などにより、医療扶助の適正化を図るべき。

○被保護者本人への医療費通知の導入など、モラルハザード防止の取組を検討する必要がある。

○自動車保有している者への生活保護適用のあり方について、特に交通不便地の場合、処分を条件とすると、求職活動や通院等に支障が生じる恐れがあるため、一定の要件の下で保有条件を緩和するなど、将来の自立に配慮した仕組みを検討する必要がある。

○住宅を確保できれば生活保護を受給しなくても生活できる者もいることから、住宅扶助については低所得者の居住安定確保の観点から、地域の実情に応じて民間賃貸・公営住宅等の現物給付が可能となるよう検討する必要がある。

③不正受給防止対策を徹底すべき

- 暴力団等による生活保護の不正受給事案が発生しているが、こうした事案を放置することは生活保護行政の信頼を揺るがしかねないことから、警察との連携による暴力団員対策の強化等不正受給防止等の徹底を図るべき。
- アパートや無料定額宿泊所等に入居させ生活保護費を搾取する等のいわゆる「貧困ビジネス」が発生していることから、実効性のある貧困ビジネス対策について、地方の意見を十分に踏まえながら法的措置を講じるべき。
- 生活保護法第29条に基づき資産等の調査について、より効果的・効率的に実施できるよう具体策を検討すべき。
- 不正受給に係る返還金の生活保護費との調整や不正受給を行った者に対する厳罰化など、不正受給を防止するための具体的な対策について検討する必要がある。

④最後のセーフティネットとしての機能発揮に努めるべき

- 餓死による孤独死等が社会問題化しているが、こうした事態を防止するためにも、福祉事務所と民生委員、地域住民、電気・ガス・水道等ライフラインの関係者等との連携強化による保護すべき者の早期発見を含め、相談者へのきめ細やかな対応による漏給防止対策を徹底し、真に必要な人が生活保護を受けられるよう最後のセーフティネットとしての機能発揮に努めるべき。

7. 雇用の課題と今後の方向性

① 成長戦略の推進と雇用維持・創出に取り組むべき

- 雇用維持・創出のためには、経済成長が不可欠である。昨年6月に閣議決定した「新成長戦略」の目標達成に向けて施策の一層の充実を図るべき。
- 特に、「新成長戦略」にも盛り込まれており、今国会に提出されている「総合特別区域法案」は地域活性化と雇用創出に有効な手段となることから、法案を早期に成立させるべき。

② 雇用施策は福祉・産業振興・教育施策などと連携して総合的に実施すべき

- 離職した非正規労働者など求職者の雇用・就業機会の創出、きめ細かな相談支援体制の構築など、現状でも地方は関係団体等と連携しながら雇用対策に取り組んでいる。多様化する雇用ニーズに対応するため、権限・財源の移譲や法令による義務付け・枠付けの見直しを通じて、地方が総合力をこれまで以上に発揮できるようにすべき。

【地方が取り組んでいる具体例】

- ・「ふるさと雇用再生特別基金事業」や「緊急雇用創出事業」による雇用創出
- ・求職者総合支援センターや特別相談窓口の設置、合同企業面接会の実施
- ・若年者就職支援(ジョブカフェ等)、母子家庭の母を含む女性の就業・自立支援(母子自立支援プログラム等)の実施
- ・障害福祉サービスと連携した障害者の就労支援等の実施
- ・企業訪問による新規求人開拓
- ・地元企業のニーズを踏まえた人材を育成するための職業訓練 など

③ 多様な働き方を支援すべき

- 人口減少と少子高齢化が急速に進むことから、高齢者や女性等の就業参加・社会進出の推進がますます重要となる。雇用機会の創出に社会全体で取り組むとともに、個々人のライフステージに応じた多様な働き方を尊重し、必要な支援をすべきである。
- 正規・非正規雇用の如何を問わず、同一労働・同一賃金の考え方に立って社会保険や雇用保険の更なる拡大など、非正規労働者への処遇改善を行うべき。

④ハローワークの地方移管を早急に実現すべき

地方が行う福祉・産業振興・教育など様々な施策と一元化し、地域の実情を踏まえた雇用政策をより効果的に行うため、ハローワークの地方移管を早急に実現すべき。

ハローワーク地方移管により実現できること

- 就職相談、職業訓練、職業紹介まで雇用に関するサービスの一体化
求職者の能力・適性に応じ、就職に関するサービスを一体的に提供することが可能に
- 市町村など福祉サービスを提供する関係機関との連携
生活資金、多重債務、住宅、介護・育児などに関する支援を必要とする求職者に対し、福祉施策と連携して一貫した総合支援サービスの提供が可能に
- 産業・雇用政策の一元化
職業訓練などによる人材育成、企業の人材確保支援、新産業育成政策、職業紹介を一元的・総合的に行うことにより、より効果的・効果的な政策が可能に
- 教育と雇用政策との連携強化
地域の成長に必要な人材育成やキャリア教育を行うことができ、かつ地元企業の人材確保につながる

社会保障と税の一体改革について

平成 23 年 5 月 31 日

全 国 知 事 会

我が国の社会保障制度は、年金など一部の分野を除き国民にもっとも身近なところで地方が幅広く担っており、政府の目指す「強い社会保障」は国だけで実現できるものではない。国における現金給付等と地方における様々な社会保障サービスが車の両輪として一体的に提供されてこそ、国民生活の安心が確保される。

全国知事会は、本年 2 月 26 日に「地方の役割を踏まえた「社会保障と税の一体改革」を求める」として、狭義の社会保障に限定せず福祉全体を見据えた改革を行うこと、地方の役割を踏まえた税制改革を行うこと、地方の参画の下で一体改革を行うこと、を要請した。4 月 7 日には、「社会保障制度改革と地方の役割」として、社会保障制度改革における 5 つの原則(※)を掲げ、その上で、年金制度、医療保険制度、介護保険制度、子ども・子育て支援制度、障害者福祉、生活保護制度及び雇用の 7 つの分野の課題と今後の方向性について、政策提案を行った。

しかしながら、政府が設置した「社会保障改革に関する集中検討会議」には地方の代表が選任されず、意見を反映する機会も極めて少ない。5 月 12 日に公表された「社会保障制度改革の方向性と具体策」では地方の役割が明確にされておらず、また、現時点においては、社会保障サービスの大半を担う地方の財源を確保する視点がほとんどなく、いずれも地方の役割を軽視したものと云わざるを得ない。また、子ども手当や子ども・子育て新システムに関しても、地方との実質的な協議が尽くされていない。

このような状況では、国と地方が互いに責任を持って持続可能な社会保障制度を構築することができるのか、懸念を持たざるを得ないため、「国と地方の協議の場に関する法律」の成立などその後の情勢も踏まえ、以下について改めて強く要請する。

- ※ 1. 国民参加による相互扶助の基本に立ち返る、2. 新しい公共を活かし共助社会をつくる、3. 元気に活躍できる高齢社会をつくる、4. 多様な働き方が可能な社会をつくる、5. 国と地方は役割分担しつつ協力する、の 5 原則。

1. 「国と地方の協議の場」での実質的な協議で「国民的な合意」を

我が国の社会保障制度は、年金などの一部の分野を除き地方が主体であり、いわば「実行部隊」である地方の役割は大きい。

社会保障と税の一体改革は、地方自治に関する重要事項で、国と地方の協議の場に関する法律第3条に規定する協議事項であることから、早急に「協議の場」を開催し、子ども手当や子ども・子育て新システムを含め、地方の意見を十分に反映した改革案とすることを求める。

その際、地方が重要な役割を担う各分野の制度設計にあたり、地方の意見を的確に反映し、効果的な制度となるよう、法に基づく分科会を設置し、実質的な検討を速やかに開始することを併せて求める。

2. 国と地方の役割分担と協力の下、地方の役割を踏まえた改革案を

社会保障の改革に当たっては、国と地方が役割分担しつつ協力することが重要であり、全国一律の現金給付は国が行い、サービス給付は地域の実情に応じ地方が創意工夫により実施すべきである。

これからの社会保障制度を持続可能で効果的な制度として再構築していくためには、医療・介護・福祉を一体化した地域包括ケア、就労・生活一体支援の実施など、現地現場を担う地方の力により縦割りの制度を超え、国民一人ひとりの事情に即して社会保障を総合的に展開することが求められる。

そのため、地方が裁量を持ってより地域の実情を踏まえたサービスを提供できるよう、権限移譲や義務付け・枠付けの廃止、ハローワークの地方移管をはじめとする出先機関の改革等の社会保障制度に関する規制の簡素化・柔軟化などが必要である。

また、国民健康保険や介護保険といった制度については、安定的な運営を確保するため、運営主体である地方も積極的に責任を担う一方、国も国費の拡充等により財政責任を果たすことが必要であり、こうした地方の役割を踏まえた抜本的な見直し案を盛り込むことを求める。

3. 総合的な社会保障制度の展開に見合った地方の安定財源を

総合的に社会保障サービスを提供することで質や効率性等の向上を図り、国民が満足できる持続可能な社会保障制度とするという観点からは、国の予算総則に定めるいわゆる高齢者3経費（基礎年金、老人医療、介護）に充てる消費税（国分）の不足額や国庫補助負担事業のみに限定して財源を確保するという議論は成り立ち得ず、産前産後の保健事業、子育て施策や障害者施策といった地域の実情に応じて提供されている社会保障サービスを含め、社会保障を全体としてとらえてその安定財源をいかに確保するか、という議論が不可欠である。

そのため、社会保障財源については、地方が提供する社会保障サービスを含めた社会保障全体の額による試算を行った上で、税源の偏在性が小さい地方の安定財源を、国・地方を通じた税制改革の中で確保することを求める。

社会保障と税の一体改革について（意見）

政府は、社会保障と税の一体改革に当たり、以下の観点からの検討を深め、成案を得るよう、地方六団体として意見を提出する。

1 国と地方の社会保障サービスは一体であることを認識すべき

地方は年金以外の社会保障サービス全般を担い、それぞれの住民のすべてのライフステージを通じて継続的かつ包括的な社会保障サービスを提供している。全体の社会保障は、国と単独事業も含めた地方の社会保障サービスが一体として支えており、地方の社会保障サービスなくして社会保障制度は機能しない。

高齢者三経費（基礎年金、高齢者医療、介護保険）とこれに制度化された少子化対策経費等を加えたいわゆる社会保障四経費に対象を限定するべきではなく、社会保障サービスを地域の実情に応じて一体的に提供していく必要があるという現実を踏まえ、地方単独事業を含めた社会保障全体をとらえた議論が必要であること。

2 地方分権による社会保障サービスの総合化及び効果的に行う体制を確立すべき

地方自治体は、社会保障制度運営の中核として住民と直接向き合い、医療・介護・福祉の地域包括ケア、就労・生活一体支援及び保育や子育て支援等、総合的な社会保障の実現に力を注いできた。

こうした住民本位の社会保障サービスを効果的に、また地域の実情に応じて柔軟かつ持続的に提供するため、地方自治体の裁量を拡大し、ワンストップ化をさらに進めるなど制度の改善を図るべきである。その際には、権限移譲や義務付け・枠付けの見直し、出先機関改革などの具体案を盛り込むこと。

3 地方の社会保障財源を安定的に確保すべき

地方の社会保障財源については、平成 21 年度税制改正法附則 104 条 3 項 7 号において、「地方分権の推進及び国と地方を通じた社会保障制度の安定財源の確保の観点から、地方消費税の充実を検討する」と明記されている。

この道筋に従い、地方単独事業を含めた社会保障全体の経費についての試算を行った上で、国・地方の社会保障全体におけるそれぞれの役割分担に応じて、偏在性の小さい地方消費税の充実や消費税とリンクする地方交付税の拡充など安定的な財源確保を図ること。

なお、現行の地方消費税の税率や消費税に係る交付税率は、料飲税や電気税などの地方税の廃止や所得税減税等による交付税の減収を踏まえ、その水準が決定された経緯に留意すること。

4 分科会の設置による実質的な協議を開始すべき

国と地方の協議の場が法定化されたことを踏まえ、地方が重要な役割を担う社会保障サービスの各分野の制度設計にあたっては、地方の意見を的確に反映し、国・地方の適切な財源配分を含め、効果的な制度となるよう、法に基づく分科会を設置し、速やかに検討を開始すること。

平成 23 年 6 月 13 日

地方六団体

全国知事会会長	山田 啓二
全国都道府県議会議長会会長代理	高嶺 善伸
全国市長会会長	森 民夫
全国市議会議長会会長	五本 幸正
全国町村会会長	藤原 忠彦
全国町村議会議長会会長職務執行者	中崎 和久

(社会保障関係費の現状 (H22年度当初、単位：兆円))

区分	国費を伴う事業		その他事業	地方負担計
	国費	地方費		
基礎年金	9.9	0.7	—	0.7
後期高齢者医療	4.5	2.2	0.0	2.2
介護	2.2	2.1	0.2	2.3
小計	16.6	5.0	0.2	5.2
その他年金(恩給等)	1.4	0.0	0.0	0.0
医療	5.1	1.5	2.9	4.4
子ども・子育て	2.4	1.9	1.8	3.7
障害者福祉等	2.4	1.1	2.3	3.4
合計	27.8	9.5	7.3	16.8
国と地方の負担割合	国 62.3%			地方 37.7%

(国と地方の事業が一体となっている例)

	国の事業	地方の単独事業
保育所	私立認可保育所(国1/2)	公立認可保育所
予防接種	健康被害対策(国1/2)	予防接種自体の実施
がん検診	子宮頸がん、乳がん(国1/2)	胃がん、肺がん、大腸がん等
母子・乳幼児	母子手帳、乳幼児家庭全戸訪問、 妊婦健診(9回分)(国1/2)	妊婦健診(5回分)、乳幼児健診、 乳幼児医療費

社会保障・税一体改革成案

平成23年6月30日
政府・与党社会保障改革検討本部決定

はじめに

社会保障と税の一体改革については、平成22年10月に政府・与党社会保障改革検討本部を設置し、以来、同年11月から12月にかけて社会保障改革に関する有識者検討会を開催、本年2月から6月にかけては社会保障改革に関する集中検討会議を開催するなど、精力的に議論を進めてきた。また、この間、与党(民主党・国民新党)においても、民主党社会保障と税の抜本改革調査会等において議論を深め、報告の取りまとめ等を行ってきた。

本成案は、「社会保障改革の推進について」(平成22年12月14日閣議決定)(別紙1)に基づき、政府・与党におけるこれらの集中的な検討の成果をもとに、社会保障と税の一体改革の具体的な方向について取りまとめたものである。政府・与党においては、本成案に基づき更に検討を進め、その具体化を図ることとする。

この改革の実現のためには、立場を超えた幅広い議論の上に立った国民の理解と協力が必要であり、本成案をもって野党各党に社会保障改革のための協議を提案し、参加を呼び掛ける。

本年3月11日に発生した東日本大震災は、我が国に未曾有の被害をもたらした。この国難を克服していくためには、単なる災害復旧にとどまらず、活力ある日本の再生を視野に入れた復興のための施策を推進していく必要がある。このため、被災地・被災者に十分に配慮し、社会保障・税一体改革については、復興対策との両立を図りつつ取り組むものとする。この中で、未来志向の見地から、被災地を少子高齢化が進む日本の先進的モデルとしていく。

I 社会保障改革の全体像

1 社会保障改革の基本的考え方 ～「中規模・高機能な社会保障」の実現を目指して

現行の社会保障制度の基本的枠組みが作られた1960年代以降今日まで、①非正規雇用の増加等の雇用基盤の変化、②地域・家族のセーフティネット機能の減退、③人口、とりわけ現役世代の顕著な減少、④高齢化に伴う社会保障に関わる費用の急速な増大、⑤経済の低迷、デフレの長期化等厳しい経済・財政状況、⑥企業のセーフティネット機能の減退、といった社会経済諸情勢の大きな変化が生じている。

これらを踏まえ、国民の自立を支え、安心して生活ができる社会基盤を整備するという社会保障の原点に立ち返り、その本源的機能の復元と強化を図っていくことが求められている。

社会保障改革を行うに当たっては、社会保障国民会議、安心社会実現会議以来の様々な議論の積み重ねを尊重し、昨年12月の社会保障改革に関する有識者検討会報告で示された「3つの理念」(①参加保障、②普遍主義、③安心に基づく活力)や「5つの原則」(①全世代対応、②未来への投資、③分権的・多元的供給体制、④包括的支援、⑤負担の先送りをしない安定財源)を踏まえたものとしていくことが重要である。

まず、セーフティネットに生じたほころびや格差の拡大などに対応し、所得の再分配機能の強化や家族関係の支出の拡大を通じて、全世代を通じた安心の確保を図り、かつ、国民一人ひとりの安心感を高めていく。このため、セーフティネットから抜け落ちていた人を含め、すべての人が社会保障の受益者であることを実感できるようにしていく。制度が出産・子育てを含めた生き方や働き方に中立的で選択できる社会、雇用などを通じて参加が保障される社会、子どもが家族や社会と関わり良質な環境の中でしっかりと育つ社会を目指す。

社会保障は国民が支え合いの仕組みに積極的に参加することで強固なものになっていくが、そのためには、サービスの不足、就職難、ワーキングプア、社会的疎外、虐待などの国民が直面する現実の課題に立ち向かい、情報開示や必要な効率化などの質の向上を図りつつ、より公平・公正で自助・共助・公助の最適なバランスによって支えられる社会保障制度に改革をしていく。支援を必要とする人の立場に立った、包括的な支援体制を構築し、また、地域で尊厳を持って生きられる

よう支える医療・介護が実現した社会を目指す。

そして、より受益感覚が得られ、納得感のある社会保障の実現を目指し、国民皆保険・皆年金を堅持した上で、給付と負担のバランスを前提として、それぞれ OECD 先進諸国の水準を踏まえた制度設計を行い、中規模・高機能な社会保障体制を目指す。

以上のような改革の基本的考え方にたち、必要な社会保障の機能強化を確実に実施し、同時に社会保障全体の持続可能性の確保を図るため、以下の諸点に留意しつつ、制度全般にわたる改革を行う。

- ① 自助・共助・公助の最適バランスに留意し、個人の尊厳の保持、自立・自助を国民相互の共助・連帯の仕組みを通じて支援していくことを基本に、格差・貧困の拡大や社会的排除を回避し、国民一人一人がその能力を最大限発揮し、積極的に社会に参加して「居場所と出番」を持ち、社会経済を支えていくことのできる制度を構築する。
- ② 必要な機能の充実と徹底した給付の重点化・制度運営の効率化を同時に行い、真に必要な給付を確実に確保しつつ負担の最適化を図り、国民の信頼に応え得る高機能で中長期的に持続可能な制度を実現する。
- ③ 給付・負担両面で、世代間のみならず世代内での公平を重視した改革を行う。
- ④ 社会保障・財政・経済の相互関係に留意し、社会保障改革と財政健全化の同時達成、社会保障改革と経済成長との好循環を実現する。
- ⑤ 国民の視点で、地方単独事業を含む社会保障給付の全体像を整理するとともに、地域や個人の多様なニーズに的確に対応できるよう、地方の現場における経験や創意を取り入れ、各種サービスのワンストップ化をはじめ制度の簡素化や質の向上を推進する。

2 改革の優先順位と個別分野における具体的改革の方向

(1) 改革の優先順位

厚生労働省案に示す「社会保障制度改革の基本的方向性」(1. 全世代対応型・未来への投資、 2. 参加保障・包括的支援(全ての人に参加できる社会)、 3. 普遍主義、分権的・多元的なサービス供給体制、 4. 安心に基づく活力)を

踏まえ、

- ① 子ども・子育て支援、若者雇用対策
- ② 医療・介護等のサービス改革
- ③ 年金改革
- ④ 制度横断的課題としての「貧困・格差対策(重層的セーフティネット)」「低所得者対策」

についてまず優先的に取り組む。

(2) 個別分野における具体的改革

個別分野における具体的改革項目については、

- ① 5月23日及び30日に総理から示された「安心」3本柱、「支え合い」3本柱、「成長」3本柱について、着実な実行を図る。
- ② 負担と給付の関係が明確な社会保険(=共助・連帯)の枠組みの強化による機能強化を基本とする。
- ③ ①及び②を前提に、社会の分断・二極化、貧困・格差の再生産の防止の観点から、社会保険制度において適用拡大や低所得者対策を実施するなどにより、セーフティネット機能の強化を図る。
- ④ 世代間のみならず、世代内(特に高齢世代内)での公平の確保、所得再分配機能の強化を図る観点から、給付・負担両面での見直しを行う。
- ⑤ 医療・介護・保育等のサービス分野における多様な主体の参加、「新しい公共」の創出など、成長に貢献し、地域に根ざすサービス提供体制の実現を図る。

といった点を基本に、必要な機能の充実と徹底した給付の重点化・制度運営の効率化を同時に実施する。

個別分野ごとの充実項目、重点化・効率化項目の内容及び改革の工程は、別紙2「社会保障改革の具体策、工程及び費用試算」の欄A～Cに示すとおりであり、各改革項目の記述に当たっては、可能な限り具体的な数値目標を示すとともに、成長戦略に関係の深い項目についてはその旨付記した。

<個別分野における主な改革項目(充実／重点化・効率化)>

I 子ども・子育て

○ 子ども・子育て新システムの制度実施等に伴い、地域の実情に応じた保育等の量的拡充や幼保一体化などの機能強化を図る。

- ・ 待機児童の解消、質の高い学校教育・保育の実現、放課後児童クラブの拡充、社会的養護の充実
- ・ 保育等への多様な事業主体の参入促進、既存施設の有効活用、実施体制の一元化

II 医療・介護等

○ 地域の実情に応じたサービスの提供体制の効率化・重点化と機能強化を図る。そのため、診療報酬・介護報酬の体系的見直しと基盤整備のための一括的な法整備を行う。

- ・ 病院・病床機能の分化・強化と連携、地域間・診療科間の偏在の是正、予防対策の強化、在宅医療の充実等、地域包括ケアシステムの構築・ケアマネジメントの機能強化・居住系サービスの充実、施設のユニット化、重点化に伴うマンパワーの増強
- ・ 平均在院日数の減少、外来受診の適正化、ICT活用による重複受診・重複検査・過剰薬剤投与等の削減、介護予防・重度化予防

○ 保険者機能の強化を通じて、医療・介護保険制度のセーフティネット機能の強化・給付の重点化などを図る。

a) 被用者保険の適用拡大と国保の財政基盤の安定化・強化・広域化

- ・ 短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大、市町村国保の財政運営の都道府県単位化・財政基盤の強化

b) 介護保険の費用負担の能力に応じた負担の要素強化と低所得者への配慮、保険給付の重点化

- ・ 1号保険料の低所得者保険料軽減強化
- ・ 介護納付金の総報酬割導入、重度化予防に効果のある給付への重点化

c) 高度・長期医療への対応(セーフティネット機能の強化)と給付の重点化

- ・ 高額療養費の見直しによる負担軽減と、その規模に応じた受診時定額負担等の併せた検討(病院・診療所の役割分担を踏まえた外来受診の適正化も検討)。ただし、受診時定額負担については低所得者に配慮。

d) その他

- ・ 総合合算制度、低所得者対策・逆進性対策等の検討

- ・ 後発医薬品の更なる使用促進、医薬品の患者負担の見直し、国保組合の国庫補助の見直し
- ・ 高齢者医療制度の見直し(高齢世代・若年世代にとって公平で納得のいく負担の仕組み、支援金の総報酬割導入、自己負担割合の見直しなど)

Ⅲ 年金

- 国民的な合意に向けた議論や環境整備を進め、「新しい年金制度の創設」実現に取り組む。
 - ・ 所得比例年金(社会保険方式)、最低保障年金(税財源)
- 年金改革の目指すべき方向性に沿って、現行制度の改善を図る。
 - ・ 最低保障機能の強化＋高所得者の年金給付の見直し
 - ・ 短時間労働者に対する厚生年金の適用拡大、第3号被保険者制度の見直し、在職老齢年金の見直し、産休期間中の保険料負担免除、被用者年金の一元化
 - ・ マクロ経済スライド、支給開始年齢の引上げ、標準報酬上限の引上げなどの検討
- 業務運営の効率化を図る(業務運営及びシステムの改善)。

Ⅳ 就労促進

- 全員参加型社会の実現のために、若者の安定的雇用の確保、女性の就業率の M 字カーブの解消、年齢にかかわらず働き続けることができる社会づくり、障害者の雇用促進に取り組む。その際、地域の実情に応じ、関係機関が連携し、就労促進施策を福祉、産業振興、教育施策などと総合的に実施する。
- ディーセント・ワーク(働きがいのある人間らしい仕事)の実現を図る。
- 雇用保険・求職者支援制度の財源について、関係法の規定を踏まえ検討する。

Ⅴ I～IV以外の充実、重点化・効率化

- ・ サービス基盤の整備、医療イノベーションの推進、第2のセーフティネットの構築、生活保護の見直し(就労・自立支援の充実、医療扶助等の適正化、不正受給防止対策の徹底、関係機関の連携強化などの重点化・効率化)、総合的

な障害者施策の充実(制度の谷間のない支援、地域移行・地域生活の支援)、
難病対策の検討、震災復興における新たな安心地域モデルの提示

- ・ また、社会保障制度の持続可能性向上のためには、次世代を担う子ども・若者の育成が肝要であり、上記の社会保障制度改革と併せて、雇用流動化に対応して、手に職をつけ就業につなげるための教育環境整備や、教育の質と機会均等を確保するための方策、特に生計困難でありながら好成績を修めた学生等への支援の強化に取り組む。

VI 地方単独事業

- 以上の改革の方向も勘案し、地方自治体は、国費に関連する制度と相まって、地域の実情に応じて、社会保障関係の地方単独事業を実施する。

[再掲] 貧困・格差対策 ～ 重層的なセーフティネットの構築

- 就労・生活支援が一体となったワンストップサービス
- 短時間労働者に対する社会保険の適用拡大
- 社会保険制度における低所得者対策の強化
 - ・ 市町村国保・介護保険における低所得者への配慮、高度・長期医療への対応(セーフティネット機能の強化)、総合合算制度、年金制度における最低保障機能の強化
- 第2のセーフティネットの構築
 - ・ 求職者支援制度の創設、複合的困難を抱える者への伴走型支援(パーソナルサポート、ワンストップサービス等による社会的包摂の推進)
- 生活保護の見直し

(3) 社会保障・税に関わる共通番号制度の早期導入

社会保障・税に関わる番号制度は、主として、真に手を差し伸べるべき人に対する社会保障を充実させ、効率的かつ適切に提供することを目的に導入を目指すものである。その導入により、国民の給付と負担の公正性、明確性を確保するとともに、国民の利便性の更なる向上を図ることが可能となるほか、行政の効率化・スリム化も可能となる。

その導入に当たっては、制度面とシステム面の両面で十分な個人情報保護策を講じるとともに、費用と便益を示し、国民の納得と理解を得ていく必要がある。

6 月には「社会保障・税番号大綱」を策定し、今秋以降可能な限り早期に国会への法案提出を目指す。

Ⅱ 社会保障費用の推計

1 機能強化(充実と重点化・効率化の同時実施)にかかる費用

子ども・子育て、医療・介護等及び年金の各分野ごとの充実項目、重点化・効率化項目にかかる費用(公費)の推計は別紙2の欄 D 及び E に示すとおりである。

改革全体を通じて、2015 年度において

充実による額 3.8 兆円程度

重点化・効率化による額 ～▲1.2 兆円程度

を一つの目途として、機能強化(充実と重点化・効率化の同時実施)による追加所要額(公費)は、約 2.7 兆円程度と見込まれる。

2015 年段階における各分野ごとの追加所要額(公費)は、

I 子ども・子育て 0.7 兆円程度

(税制抜本改革以外の財源も含めて 1 兆円超程度の措置を今後検討)

II 医療・介護等 ～1.6 兆円弱程度

(総合合算制度～0.4 兆円程度を含む)

III 年金 ～0.6 兆円程度

(再掲: 貧困・格差対策 ～1.4 兆円程度
(総合合算制度～0.4 兆円程度を含む))

と見込まれる。

2 社会保障給付にかかる公費(国・地方)全体の推計

社会保障給付にかかる現行の費用推計については、そのベースとなる統計が基本的に地方単独事業を含んでおらず、今後、その全体状況の把握を進め、

地方単独事業を含めた社会保障給付の全体像及び費用推計を総合的に整理する。¹

Ⅲ 社会保障・税一体改革の基本的姿

1 社会保障の安定財源確保の基本的枠組み

(1) 消費税収を主たる財源とする社会保障安定財源の確保

民主党「税と社会保障の抜本改革調査会」中間整理等、社会保障財源のあり方に関する累次の報告や関係法律の規定を踏まえ、国民が広く受益する社会保障の費用をあらゆる世代が広く公平に分かち合う観点などから、社会保障給付に要する公費負担の費用は、消費税収(国・地方)を主要な財源として確保する。

消費税収(国・地方)については、このうち国分が現在予算総則上高齢者三経費に充当されているが、今後は、高齢者三経費を基本としつつ、「制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する費用」(「社会保障四経費」、平成 21 年度税制改正法附則 104 条)に充当する分野を拡充する。社会保障の安定財源確保に向けて、消費税収の規模とこれらの費用の関係を踏まえ、国・地方合わせた消費税収の充実を図る。

(2) 消費税収の使途の明確化

消費税収(国・地方、現行分の地方消費税を除く)については、全て国民に還元し、官の肥大化には使わない²こととし、消費税を原則として社会保障の目的税とすることを法律上、会計上も明確にすることを含め、区分経理を徹底する等、その使途を明確化する(消費税収の社会保障財源化)。

さらに、将来的には、社会保障給付にかかる公費全体について、消費税収(国・地方)を主たる財源として安定財源を確保することによって、社会保障制度

¹ 2011 年度予算ベースでは、社会保障給付に係る国・地方公費は 39.4 兆円である。

他方、総務省推計によれば、2011 年度で、地方単独事業として社会保障に関連する支出は 7.7 兆円と見込まれる。

² 有識者検討会報告において引用されている「持続可能な社会保障構築とその安定財源確保に向けた中期プログラム」(平成 20 年 12 月 24 日閣議決定)参照

の一層の安定・強化につなげていく。

(3) 国・地方を通じた社会保障給付の安定財源の確保

上記(1)及び(2)の改革を進めるに当たり、国民一人一人に包括的な支援を行うという社会保障の考え方からすれば、地域住民に身近なところでサービスを設計し、実行する地方自治体の役割は極めて重要であり、地方による分権的な社会保障は、社会保障の信頼を大きく高める。現行分の消費税収(国・地方)についてはこれまでの経緯を踏まえ国・地方の配分(地方分については現行分の地方消費税及び消費税の現行の交付税法定率分)と地方分の基本的枠組みを変更しないことを前提として、引上げ分の消費税収(国・地方)については(1)の分野に則った範囲の社会保障給付における国と地方の役割分担に応じた配分を実現することとし、国とともに社会保障制度を支える地方自治体の社会保障給付に対する安定財源の確保を図る。

今般の社会保障改革における安定財源確保の考え方を踏まえつつ、Ⅱ-2における総合的な整理を行った上で、地方単独事業に関して、必要な安定財源が確保できるよう、Ⅳ(5)に掲げる地方税制の改革などを行う。

(4) 消費税率の段階的引上げ

上記(1)～(3)を踏まえ、社会保障給付の規模に見合った安定財源の確保に向け、まずは、2010年代半ばまでに段階的に消費税率(国・地方)を10%まで引き上げ、当面の社会保障改革にかかる安定財源を確保する(別紙3)。

2 社会保障改革の安定財源確保と財政健全化の同時達成

未来への投資である社会保障のコストを、将来世代に先送りすることは許されない。現在の社会保障給付の財源の多くが赤字公債、すなわち将来世代の負担で賄われている。このような状況は、社会保障のあり方としても、危機的とも言える国・地方の財政状況からもこれ以上放置することはできず、「現在の世代が受ける社会保障は現在の世代で負担する」³との原則に一刻も早く立ち戻る

³ 民主党「税と社会保障の抜本改革調査会」中間整理

必要がある。

今回の社会保障改革の目指すところは、「社会保障の機能強化」と「機能維持—制度の持続可能性の確保」である。社会保障改革の財源確保と財政健全化は相反する課題ではなく、両者を同時達成するしか、それぞれの目標を実現する道はない。⁴

このような考え方に立って、社会保障・税一体改革においては、社会保障給付にかかる安定財源を確保していくことを通じて、財政健全化を同時に実現する。

具体的には、まずは、2010年代半ばまでに段階的に消費税率(国・地方)を10%まで引き上げ、国・地方合わせて、上記Ⅱ-1で示す「機能強化」にかかる費用、高齢化の進行等により増大する費用及び基礎年金国庫負担2分の1を実現するために必要な費用(社会保障国民会議では、この3つの経費を合計して「機能強化」として試算している)、後代に付け回しをしている「機能維持」にかかる費用及び消費税率引上げに伴う社会保障支出等の増加に要する費用を賄うことにより、社会保障の安定財源確保を図る⁵。

これらの取組みなどにより、2015年度段階での財政健全化目標⁶の達成に向かうことで⁷、「社会保障の安定財源確保と財政健全化の同時達成」への一里塚が築かれる。

IV 税制全体の抜本改革

税制抜本改革については、社会保障改革の進め方との整合性にも配慮しつつ、平成21年度税制改正法附則104条第3項及び平成22年度・23年度税制改正大

⁴ 「社会保障強化だけが追求され財政健全化が後回しにされるならば、社会保障制度もまた遠からず機能停止する。しかし、財政健全化のみを目的とする改革で社会保障の質が犠牲になれば、社会の活力を引き出すことはできず、財政健全化が目指す持続可能な日本そのものが実現しない。」(有識者検討会報告)

⁵ Ⅱ-2における総合的な整理を踏まえた対応に留意する。

⁶ 「財政運営戦略」(平成22年6月22日閣議決定)において、国及び国・地方の基礎的財政収支赤字の対GDP比を、2015年度までに2010年度の水準から半減し、2020年度までに黒字化させた上で、2021年度以降において、国・地方の公債等残高の対GDP比を安定的に低下させることとされている。

⁷ 財政健全化目標の達成所要額は、内閣府「経済財政の中長期試算」(平成23年1月)を前提としている(年次に改訂)。

綱(閣議決定)で示された改革の方向性に沿って、以下の考え方により検討を加え、個人所得課税、法人課税、消費課税、資産課税にわたる改革を進める。また、地方に関わる事項については、地方団体の意見に十分配慮して、検討を進めることとする。

(1) 個人所得課税

雇用形態や就業構造の変化も踏まえながら、格差の是正や所得再分配機能等の回復のため、各種の所得控除の見直しや税率構造の改革を行う。給付付き税額控除については、所得把握のための番号制度等を前提に、関連する社会保障制度の見直しと併せて検討を進める。金融証券税制について、金融所得課税の一体化に取り組む。

(2) 法人課税

企業の国際的な競争力の維持・向上、国内への立地の確保・促進、雇用と国内投資の拡大を図る観点から、国際的な協調や主要国との競争条件等にも留意しつつ、課税ベースの拡大等と併せ、法人実効税率の引下げを行う。地域経済の柱となり、雇用の大半を担っている中小法人に対する軽減税率についても、中小企業関連の租税特別措置の見直しと併せ、引下げを行う。

(3) 消費課税

消費税(国・地方)については、本成案に則って所要の改正を行う。いわゆる逆進性の問題については、消費税率(国・地方)が一定の水準に達し、税・社会保障全体の再分配を見てもなお対策が必要となった場合には、制度の簡素化や効率性などの観点から、複数税率よりも給付などによる対応を優先することを基本に総合的に検討する。

併せて、消費税制度の信頼性を確保するための一層の課税の適正化を行うほか、消費税と個別間接税の関係等の論点について検討する。

エネルギー課税については、地球温暖化対策の観点から、エネルギー起源CO2排出抑制等を図るための税を導入する。また、地球温暖化対策に係る諸施策を地域において総合的に進めるため、地方公共団体の財源を確保する仕組みについて検討する。車体課税については、地球温暖化対策の観点や国及び地方の財政の状況も踏まえつつ、簡素化、グリーン化、負担の軽減等を行う方

向で見直しを検討する。

(4) 資産課税

資産再分配機能を回復し、格差の固定化を防止する観点から、相続税の課税ベース、税率構造を見直し、負担の適正化を行う。これと併せ、高齢者が保有する資産の現役世代への早期移転を促し、その有効活用を通じた経済社会の活性化を図るとの観点から、世代を超えた資産格差の固定化にも配慮しつつ、贈与税を軽減する。また、事業承継税制について、運用状況等を踏まえ見直しを検討する。

(5) 地方税制

地域主権改革の推進及び国と地方を通じた社会保障制度の安定財源の確保の観点から、地方消費税を充実するとともに、地方法人課税のあり方を見直すことなどにより、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築する。また、税制を通じて住民自治を確立するため、現行の地方税制度を「自主的な判断」と「執行の責任」を拡大する方向で改革する。

(6) その他

上記の改革のほか、社会保障・税に関わる共通番号制度の導入を含む納税環境の整備を進めるとともに、国際的租税回避の防止を通じて適切な課税権を確保しつつ投資交流の促進等を図る等の国際課税に関する取組みや国際連帯税等について、検討を行う。

なお、平成22年度・23年度税制改正においては、このような方向性を踏まえ、税制抜本改革の一環をなす緊要性の高い改革に取り組んできたところであり、現在、国会において審議が行われている平成23年度税制改正については、引き続き、その早期実現を目指す。

V 社会保障・税一体改革のスケジュール

社会保障・税一体改革にあたっては、「国と地方の協議の場」で真摯に協議を行い、国・地方を通じた改革の円滑かつ着実な推進を図る。

社会保障改革については、税制抜本改革の実施と併せ、別紙2に示された工程表に従い、各分野において遅滞なく順次その実施を図る。

税制抜本改革については、政府は日本銀行と一体となってデフレ脱却と経済活性化に向けた取組みを行い、これを通じて経済状況を好転させることを条件として遅滞なく消費税を含む税制抜本改革を実施するため、平成 21 年度税制改正法附則 104 条に示された道筋に従って平成 23 年度中に必要な法制上の措置を講じる⁸。

上記の「経済状況の好転」は、名目・実質成長率など種々の経済指標の数値の改善状況を確認しつつ、東日本大震災の影響等からの景気回復過程の状況、国際経済の動向等を見極め、総合的に判断するものとする。また、税制抜本改革の実施に当たっては、予期せざる経済変動にも柔軟に対応できる仕組みとする。これらの事項については、政府・与党において参照すべき経済指標、その数値についての考え方を含め十分検討し、上記の法制化の際に必要な措置を具体化する。

以上のスケジュールに基づき、国会議員定数の削減や、公務員人件費の削減、特別会計改革や公共調達改革等の不断の行政改革及び予算の組替えの活用等による徹底的な歳出の無駄の排除に向けた取組みを強めて、国民の理解と協力を得ながら社会保障と税制の改革を一体的に進める。

VI デフレ脱却への取組み、経済成長との好循環の実現

デフレからの脱却を実現するため、政府として強力かつ総合的な政策努力を最

⁸ 平成 21 年度税制改正法附則 104 条第 1 項：政府は、基礎年金の国庫負担割合の二分の一への引上げのための財源措置並びに年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する費用の見通しを踏まえつつ、平成二十年度を含む三年以内の景気回復に向けた集中的な取組により経済状況を好転させることを前提として、遅滞なく、かつ、段階的に消費税を含む税制の抜本的な改革を行うため、平成二十三年度までに必要な法制上の措置を講ずるものとする。この場合において、当該改革は、二千年代(平成二十二年から平成三十一年までの期間をいう。)の半ばまでに持続可能な財政構造を確立することを旨とするものとする。

大限行うとともに、日本銀行に対しては、引き続き、政府と緊密な情報交換・連携を保ちつつ、適切かつ機動的な金融政策運営により経済を下支えするよう期待する。これにより、我が国経済を本格的な成長軌道に乗せていく。また、社会保障・税一体改革により、社会保障分野における潜在需要を顕在化し、安心できる社会保障制度を確立することが、雇用を生み、消費を拡大するという経済成長との好循環を通じて、成長と物価の安定的上昇に寄与する。

社会保障は需要・供給両面で経済成長に寄与する機能を有しており、医療や介護分野での雇用創出や新たな民間サービス創出のための環境整備、ICTなどのテクノロジーを活用した社会保障費用の最適化、サービスの質の向上、医療イノベーション、ライフイノベーションの推進、ドラッグラグ・デバイスラグの早期解消、先進医療制度の運用改善、民間企業を含めた多様な事業主体の新規参入促進、「新しい公共」の創造など、利用者・国民の利便の向上と新たな産業分野育成の観点からの諸改革を進める。

社会保障改革の推進について

〔平成 22 年 12 月 14 日〕
閣 議 決 定

社会保障改革については、以下に掲げる基本方針に沿って行うものとする。

1. 社会保障改革に係る基本方針

- 少子高齢化が進む中、国民の安心を実現するためには、「社会保障の機能強化」とそれを支える「財政の健全化」を同時に達成することが不可欠であり、それが国民生活の安定や雇用・消費の拡大を通じて、経済成長につながっていく。
- このための改革の基本的方向については、民主党「税と社会保障の抜本改革調査会中間整理」や、「社会保障改革に関する有識者検討会報告～安心と活力への社会保障ビジョン～」において示されている。
- 政府・与党においては、それらの内容を尊重し、社会保障の安定・強化のための具体的な制度改革案とその必要財源を明らかにするとともに、必要財源の安定的確保と財政健全化を同時に達成するための税制改革について一体的に検討を進め、その実現に向けた工程表とあわせ、2 3 年半ばまでに成案を得、国民的な合意を得た上でその実現を図る。
また、優先的に取り組むべき子ども子育て対策・若者支援対策として、子ども手当法案、子ども・子育て新システム法案（仮称）及び求職者支援法案（仮称）の早期提出に向け、検討を急ぐ。
- 上記改革の実現のためには、立場を超えた幅広い議論の上に立った国民の理解と協力が必要であり、そのための場として、超党派による常設の会議を設置することも含め、素直に、かつ胸襟を開いて野党各党に社会保障改革のための協議を提案し、参加を呼び掛ける。

2. 社会保障・税に関わる番号制度について

- 社会保障・税に関わる番号制度については、幅広く国民運動を展開し、国民にとって利便性の高い社会が実現できるように、国民の理解を得ながら推進することが重要である。
- このための基本的方向については、社会保障・税に関わる番号制度に関する実務検討会「中間整理」において示されており、今後、来年 1 月を目途に基本方針をとりまとめ、さらに国民的な議論を経て、来秋以降、可能な限り早期に関連法案を国会に提出できるよう取り組むものとする。

A 充実 (金額は公費(2015年))	B 重点化・効率化 (金額は公費(2015年))	C 工程	D 所要額(公費) 2015年	E 所要額(公費) 2025年
<p>○ 子ども・子育て新システムの制度実施等に伴う地域の実情に応じた保育等の量的拡充、幼保一体化などの機能強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 0～2歳児保育の量的拡充・体制強化等(待機児童の解消) 質の高い学校教育・保育の実現(幼保一体化の実現) <p>→ 3歳未満児の保育の利用率 2010年 23% → 2014年 35% (2017年 44%)</p> <ul style="list-style-type: none"> 総合的な子育て支援(家庭や地域における養育の支援)の充実 放課後児童クラブの拡充 放課後児童クラブの利用児童数 2010年 81万人 → 2014年 111万人 社会的養護の充実 <p>↑</p> <ul style="list-style-type: none"> 女性の就業率の向上 ☆ 保育等の従業者の増加 ☆ <p>→ 女性の就業率 2009年 66% → 2020年 73%</p> <ul style="list-style-type: none"> 制度・財源・給付について包括的・一元的な制度を構築 	<p>指定制の導入による保育等への多様な事業主体の参入促進 ☆</p> <p>質を確保するための基準と併せて質の改善を図る</p> <ul style="list-style-type: none"> 幼稚園などの既存施設の有効活用や、小規模保育、家庭的保育などの多様な保育の推進 国及び地方における実施体制の一元化 (「子ども家庭省(仮称)」の創設等) 	<p>新システム具体案を早期にとりまとめ</p> <p>⇓</p> <p>税制抜本改革とともに、早急に法案提出</p>	<p>0.7兆円程度</p> <p>※ 税制抜本改革以外の財源も含めて1兆円超程度の措置を今後検討</p>	<p>1兆円超程度</p> <p>※ 左記の措置に係る所要額については、新システムの検討において今後検討</p>
<p>子ども子育て計</p> <p>充実計(2015年)</p> <p>0.7兆円程度</p> <p>※ 税制抜本改革以外の財源も含めて1兆円超程度の措置を今後検討</p>	<p>重点化・効率化計(2015年)</p> <p>-</p>		<p>0.7兆円程度</p> <p>※ 税制抜本改革以外の財源も含めて1兆円超程度の措置を今後検討</p>	<p>1兆円超程度</p> <p>※ 左記の措置に係る所要額については、新システムの検討において今後検討</p>

II 医療・介護等	A (金額は公費 (2015年)) 充実	B (金額は公費 (2015年)) 重点化・効率化	C 工程	D 2015年 所要額 (公費)	E 2025年 所要額 (公費)
①	<p>○ 地域の実情に応じた医療・介護サービス提供体制の効率化・重点化と機能強化</p> <p>～診療報酬・介護報酬の体系的見直しと基盤整備のための一括的な法整備～</p> <ul style="list-style-type: none"> 病院・病床機能の分化・強化と連携(急性期医療への医療資源の集中投入、亜急性期・慢性期医療の機能強化等による入院医療の機能強化、精神保健医療の改革、医師の偏在是正、地域間・診療科間の偏在の是正、予防対策の強化等) 在宅医療の充実等(診療所等における総合的な診療や在宅療養支援機能の強化・評価、訪問看護等の計画的整備等) <p>→ 高度急性期の職員等：2025年に現行ベースより2倍増 一般急性期の職員等：2025年に現行ベースより6割程度増 在宅医療等：2011年 17万人/日 → 2025年 29万人/日</p> <p>+</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域包括ケアシステムの構築等在宅介護の充実、ケアマネジメントの機能強化、居住系サービスの充実等 施設のユニット化 (2,500億円程度) <p>GH、小規模多機能：2011年 21万人/日 → 2025年 77万人/日 居住系・在宅介護：2011年 335万人/日 → 2025年 510万人/日</p> <p>→ 上記の重点化に伴うマンパワー増強☆ (2,400億円程度) 医療介護従事者：2011年 462万人 → 2025年 704～739万人 (1.6倍程度)</p>	<p>重点化・効率化 (金額は公費 (2015年))</p> <p>○ 平均在院日数：2011年 19～20日程度 → 2025年 高度急性期：15～16日程度 一般急性期：9日程度</p> <p>○ 病床数：概ね現状水準</p> <p>○ 精神医療：2025年に在院日数1割程度減少</p> <p>+</p> <ul style="list-style-type: none"> 外来受診の適正化等(生活習慣病予防、医療連携、ICT、番号、保険者機能の強化等) (▲1,200億円程度) ICTの活用による重複受診・重複検査、過剰な薬剤投与等の削減 <p>→ 外来患者数：2025年に現行ベースより5%程度減少</p> <p>+</p> <ul style="list-style-type: none"> 介護予防・重度化予防 介護施設の重点化(在宅への移行) (▲1,800億円程度) <p>→ 要介護認定者数：2025年に現行ベースより3%程度減少</p>	<p>・ 2012年以降、診療報酬・介護報酬の体系的見直し</p> <p>・ 基盤整備のための一括的な法整備：2012年目途に法案提出</p> <p>・ 2025年頃までに医療・介護サービスのあるべき姿を実現</p>	<p>0. 4兆円程度</p> <p>1. 3兆円程度</p>	<p>0. 1兆円程度</p> <p>1. 2兆円程度</p> <p>0. 2兆円程度</p> <p>0. 4兆円程度</p>
	<p>○ 地域の実情に応じた医療・介護サービス提供体制の効率化・重点化と機能強化</p>	<p>重点化・効率化 (金額は公費 (2015年))</p>	<p>重点化・効率化計画 (2015年)</p> <p>～0.7兆円程度</p>	<p>0. 6兆円程度</p>	<p>～2.3兆円程度</p>
	<p>○ 地域の実情に応じた医療・介護サービス提供体制の効率化・重点化と機能強化</p>	<p>重点化・効率化 (金額は公費 (2015年))</p>	<p>重点化・効率化計画 (2015年)</p> <p>～0.7兆円程度</p>	<p>0. 6兆円程度</p>	<p>～2.3兆円程度</p>

(上記の機能分化等が全て実現する場合の試算)
～0.6兆円程度

～2.3兆円程度

重点化・効率化計画 (2015年)

～0.7兆円程度

充実計 (2015年)

～1.4兆円程度

A 充実 (金額は公費(2015年))	B 重点化・効率化 (金額は公費(2015年))	C 工程	D 所要額(公費) 2015年	E 所要額(公費) 2025年
<p>○ 保険者機能の強化を通じた医療・介護保険制度のセーフティネット機能の強化・給付の重点化、逆進性対策</p> <p>a 被用者保険の適用拡大と国保の財政基盤の安定化・強化・広域化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大 → 例えは雇用保険並びにまで拡大 すると、約400万人 ・ 市町村国保の財政運営の都道府県単位化 ・ 財政基盤の強化 (低所得者保険料軽減の拡充等(～2,200億円程度)) <p>※ 財政影響は、適用拡大の範囲、国保対策の規模によって変動</p> <p>b 介護保険の費用負担の能力に応じた負担の要素強化と低所得者への配慮、保険給付の重点化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1号保険料の低所得者保険料軽減強化(～1,300億円) <p>※ 財政影響は、機能強化と重点化の規模により変動</p> <p>c 高度・長期医療への対応(セーフティネット機能の強化)と給付の重点化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 長期高額医療の高額療養費の見直し(長期高額医療への対応、所得区分の見直しによる負担軽減等)による負担軽減(～1,300億円程度) <p>※ 見直しの内容は、機能強化と重点化の規模により変動</p> <p>d その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 総合合算制度(番号制度等の情報連携基盤の導入が前提) ・ 低所得者対策・逆進性対策等の検討 	<p>重点化・効率化(金額は公費(2015年))</p> <p>(=完全実施の場合▲1,600億円)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 介護納付金の総報酬割導入(完全実施すれば▲1,600億円) ・ 軽度者に対する機能訓練等重度化予防に効果のある給付への重点化 <p>後発医薬品の更なる使用促進、医薬品の患者負担の見直し(医薬品に対する患者負担を、市販医薬品の価格水準も考慮して見直す)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国保組合の国庫補助の見直し ・ 高齢者医療制度改革会議のとりまとめ等を踏まえ、高齢世代・若年世代にとって公平で納得のいく負担の仕組み、支援金の総報酬割導入、自己負担割合の見直しなど) 	<p>税制抜本改革とともに、2012年以降速やかに法案提出</p> <p>⇒ 順次実施</p> <p>総合合算制度：2015年の番号制度以降導入</p>	<p>～0.3兆円程度 …被用者保険の適用拡大、総報酬割と併せて検討</p> <p>～0.1兆円程度 …受診時定額負担等と併せて検討</p> <p>～1兆円弱程度</p> <p>～1.6兆円弱程度</p>	<p>～2.3兆円程度</p> <p>～2.3兆円程度</p>
<p>医療・介護②小計</p>	<p>充実計(2015年) 1兆円程度 (改革の内容により変動)</p> <p>充実計(2015年) ～2.4兆円程度 (改革の内容により変動)</p>		<p>～1兆円弱程度</p> <p>～1.6兆円弱程度</p>	<p>～2.3兆円程度</p> <p>～2.3兆円程度</p>

II 医療・介護等

A (金額は公費 (2015年))	B (金額は公費 (2015年))	C 工程	D 2015年	E 2025年
<p>充実 (金額は公費 (2015年))</p> <p>【新しい年金制度の創設】</p> <p>「所得比例年金」と「最低保障年金」の組み合わせからなる一つの公的年金制度にすべての人が加入する</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 所得比例年金 (社会保険方式) <ul style="list-style-type: none"> ・ 職種を問わず全ての人が同じ制度に加入し、所得が同じなら同じ保険料、同じ給付 ・ 保険料は15%程度(老齢年金に係る部分) ・ 納付した保険料を記録し積み上げ、仮想の利回りを付し、その合計額を年金支給開始時の平均余命などで割って、毎年の年金額を算出 ○ 最低保障年金 (税財源) <ul style="list-style-type: none"> ・ 最低保障年金の満額は7万円 (現在価額) ・ 生涯平均年収ベース (= 保険料納付額) で一定の収入レベルまで全額を給付し、それを超えた点より徐々に減額を行い、ある収入レベルで給付額をゼロとする ・ 全ての受給者が、所得比例年金と最低保障年金の合算で、概ね7万円以上の年金を受給できる制度とする 	<p>重点化・効率化 (金額は公費 (2015年))</p>	<p>国民的な合意に向けた議論や環境整備を進め、実現に取り組む</p>		
<p>【現行制度の改善】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 最低保障機能の強化 <ul style="list-style-type: none"> ・ 低所得者への加算 ・ 障害基礎年金への加算 ・ 受給資格期間の短縮 <p>※ 低所得者・障害基礎年金への加算については、加算対象者・加算水準・資産調査の有無等によって財政規模が変動</p> <p>※ 上記金額は、年収65万円未満(単身の場合)の者等に対して、月額1.6万円(7万円と老齢基礎年金の平均額5.4万円の差)を加算する等の前提</p>	<p>高所得者の年金給付の見直し</p> <p>低所得者への加算と併せて検討</p> <p>なお、公的年金等控除を縮減することによって対応することについても併せて検討</p> <p>※ 高所得者の年金給付の見直しについては、減額対象者によって財政規模が変動</p> <p>※ 仮に、年収1,000万円以上から減額開始(1,500万円以上は公費負担分を全額減額)とすると▲450億円程度公費縮小</p>	<p>税制抜本改革とともに、2012年以降速やかに法案提出</p> <p>⇩</p> <p>順次実施</p>	<p>～0.6兆円程度</p>	<p>～0.7兆円程度</p>

A 充実 (金額は公費 (2015年))	B 重点化・効率化 (金額は公費 (2015年))	C 工程	D 所要額 (公費) 2015年	E 所要額 (公費) 2025年
<p>● 短時間労働者に対する厚生年金の適用拡大</p> <p>→ <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; display: inline-block;"> 例えば雇用保険並びにまで拡大すると、約400万人 </div> </p> <p>● 第3号被保険者制度の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新しい年金制度の方向性 (二分二乗) を踏まえつつ、不公平感を解消するための方策について検討 <p>● 在職老齢年金の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・60歳代前半の者に係る調整限度額を、60歳代後半の者と同じとすることを検討 <p>● 産休期間中の保険料負担免除</p> <p>● 被用者年金の一元化</p> <p>(●は公費への影響なし)</p> <p>【業務運営の効率化】 業務運営及びシステムの改善</p>	<p>○ マクロ経済スライド</p> <ul style="list-style-type: none"> ・世代間の公平等の観点から見直しを検討 ・仮に、特例水準を3年間で解消すると、年金額が▲2.5%削減され、毎年0.1兆円程度公費縮小 ・その後、単に毎年▲0.9%のマクロ経済スライドをすると、毎年0.1兆円程度の公費縮小 <p>※ 物価・賃金が上昇した年のマクロ経済スライドの発動による給付抑制は、現行制度で織り込み済み</p> <p>○ 支給開始年齢引上げ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・先進諸国 (欧米) の平均寿命・支給開始年齢を十分参考にし、高齢者雇用の確保を図りつつ、68~70歳へのさらなる引上げを視野に検討 ・厚生年金の支給開始年齢引上げスケジュールの前倒しを検討 ・基礎年金の支給開始年齢を引き上げる場合、1歳引き上げる毎に、引上げ年において0.5兆円程度公費縮小 <p>● 標準報酬上限の引上げ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康保険制度を参考に見直しを検討 	<p>2012年以降速やかに 法案提出</p> <p style="text-align: center;">⇩ 順次実施</p> <p>※ 今後、「現行制度の改善」全体について、検討の場とスケジュールを明確化した上で、法案提出に向けて検討</p>		
<p>● 充実計 (2015年) 0.6兆円程度 (改革の内容により変動)</p>	<p>● 重点化・効率化計 (2015年) 重点化は改革の内容により変動</p>		<p>～0.6兆円程度</p>	<p>～0.7兆円程度</p>

2015年度の上記の所要額 (公費) 合計 = 約2.7兆円程度
(充実3.8兆円程度、重点化・効率化～▲1.2兆円程度を一つの目途)

1. 就労・生活支援が一体となったワンストップサービス
2. 社会保険の適用拡大
 - a 短時間労働者に対する厚生年金の適用拡大
 - b 被用者保険の適用拡大と 国保の財政基盤の安定化・強化・広域化
 - ・ 短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大 (完全実施の場合△1,600(億円))
3. 社会保険制度における低所得者対策の強化
 - a 市町村国保の財政運営の都道府県単位化・財政基盤の強化
(低所得者保険料軽減の拡充等 (～2,200(億円程度)))
 - ※ 財政影響は、適用拡大の範囲、国保対策の規模によって変動
 - b 介護保険の費用負担の能力に応じた負担の要素強化と低所得者への配慮、保険給付の重点化
 - ・ 1号保険料の低所得者保険料軽減強化 (～1,300(億円))
 - ※ 財政影響は、機能強化と重点化の規模により変動
 - c 高度・長期医療への対応 (セーフティネット機能の強化) と給付の重点化
 - ・ 長期高額医療の高額療養費の見直し (長期高額医療への対応、所得区分の見直しによる負担軽減等) による負担軽減 (～1,300(億円程度))
 - ※ 見直しの内容は、機能強化と重点化の規模により変動
 - d 総合合算制度 (番号制度等の情報連携基盤の導入が前提)
 - e 年金制度の最低保障機能の強化
 - ・ 低所得者への加算
 - ・ 障害基礎年金への加算 (0.6兆円程度)
 - ・ 受給資格期間の短縮
 - ※ 低所得者・障害基礎年金への加算については、加算対象者・加算水準・資産調査の有無等によって財政規模が変動
 - ※ 上記金額は、年収65万円未満(単身の場合)の者等に対して、月額1.6万円 (7万円と老齢基礎年金の平均額5.4万円の差) を加算する等の前提
4. 第2のセーフティネットの構築
 - a 求職者支援制度の創設 (費用負担の在り方の検討を含む)
 - b 複合的困難を抱える者への伴走型支援
 - c 生活保護受給者等に対する就労支援
 - d 住宅支援の仕組みの検討
5. 最後のセーフティネットである生活保護の見直し (充実、重点化・効率化)
 - ・ 稼働能力を有する生活保護受給者向け自立・就労支援メニューの充実と支援強化
 - ・ 子どもの貧困連鎖の防止
 - ・ 医療扶助等の適正化、不正受給防止対策の徹底
 - ・ 客観的データに基づく生活保護基準の検討

～0.3兆円程度
…被用者保険の適用拡大、総報酬割と併せて検討

～0.1兆円程度
…受診時定額負担等と併せて検討

総合合算制度
～0.4兆円程度

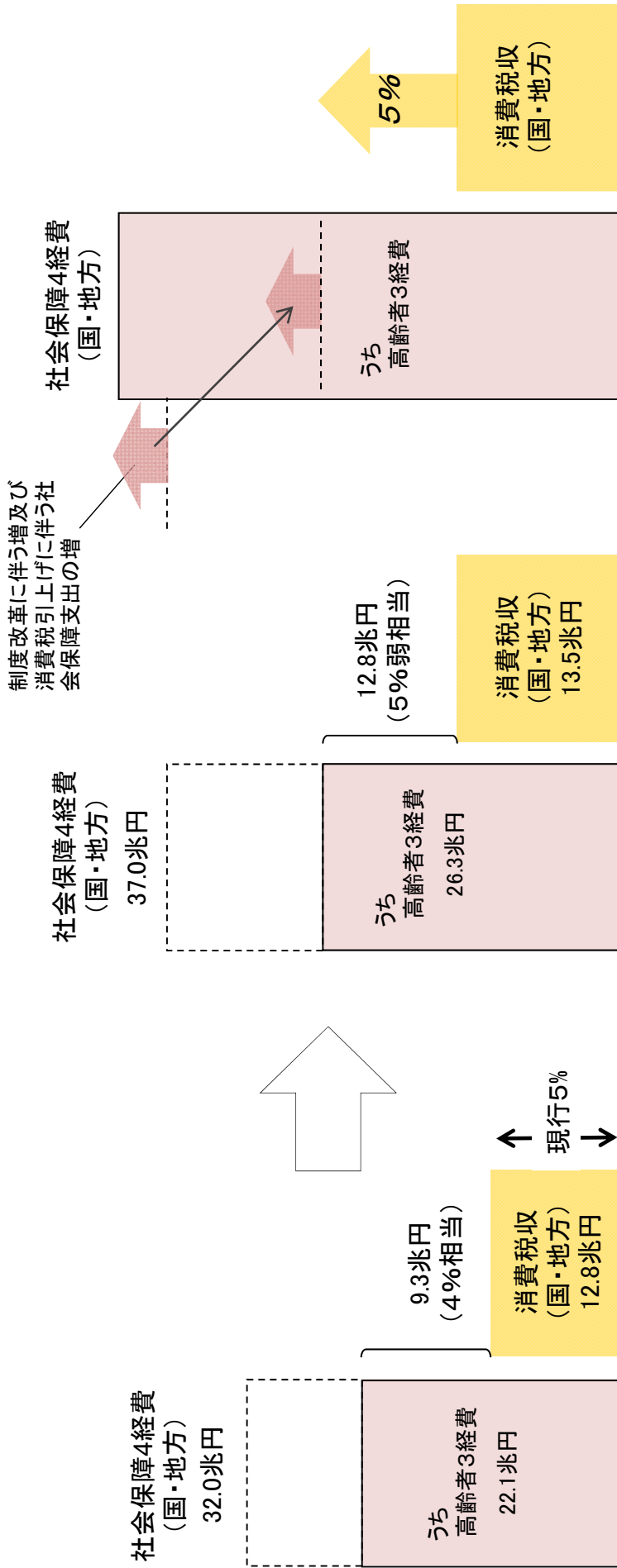
～0.6兆円程度
…高所得者の年金給付の見直しと併せて検討

(2011年度)

(2015年度) (※)

現状ベース

改革後ベース



(※) 成案においては、「2010年代半ばまでに段階的に消費税率(国・地方)を10%まで引き上げ、当面の社会保障改革にかかる安定財源を確保する」とされている。

(注1) 消費税収は、現在は、国分は予算総則により高齢者3経費に充てられ、地方分は一般財源である。

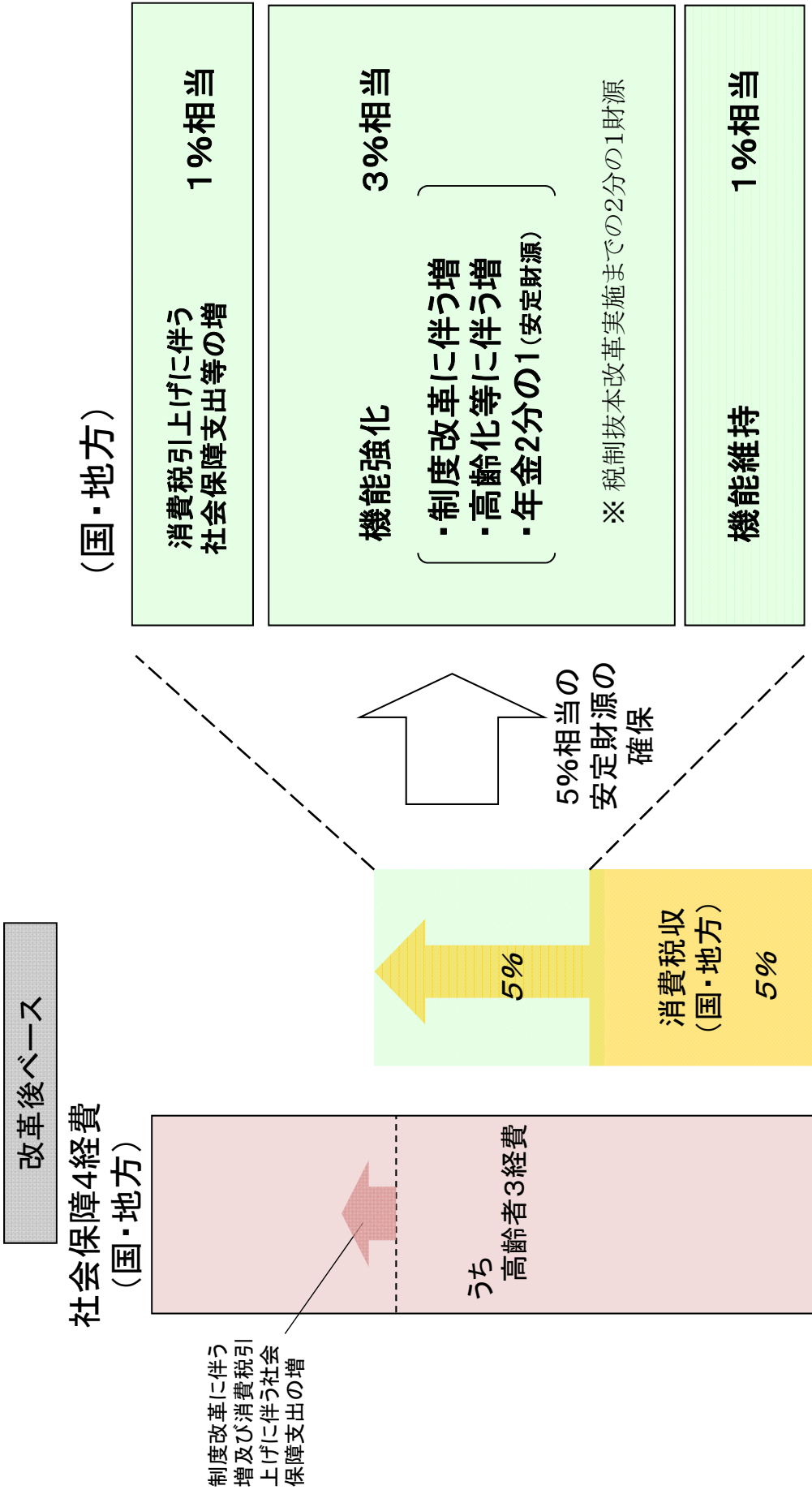
(注2) 消費税収(国分)を充当する社会保障給付の具体的分野(2015年度時点)は、高齢者3経費を基本としつつ、今後検討。

(注3) 社会保障4経費とは、社会保障給付公費負担のうち「制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する費用」(平成21年度税制改正法附則104条)をいう。所要額は厚生労働省による推計(2011年5月時点)。また、基本的に地方単独事業を含んでおらず、今後、その全体状況の把握を進め、地方単独事業を含めた社会保障給付の全体像及び費用推計を総合的に整理する。

(注4) 2015年度の消費税収は、内閣府「経済財政の中長期試算」(平成23年1月)に基づく推計(年央に改訂)。

社会保障改革の安定財源の確保

(2015年度)(※)



(※) 案においては、「2010年代半ばまでに段階的に消費税率(国・地方)を10%まで引き上げ、当面の社会保障改革にかかる安定財源を確保する」とされている。

(注1) 消費税引上げに伴う社会保障支出等の増には、消費税を引き上げた場合に増加する国・地方の物資調達にかかる支出も含まれる。所要額は、財務省推計(2011年5月時点)であり、今後各年度の予算編成過程において精査が必要。

(注2) 高齢化等に伴う増は、いわゆる自然増のうち経済成長による伸びを超える増加のことである。

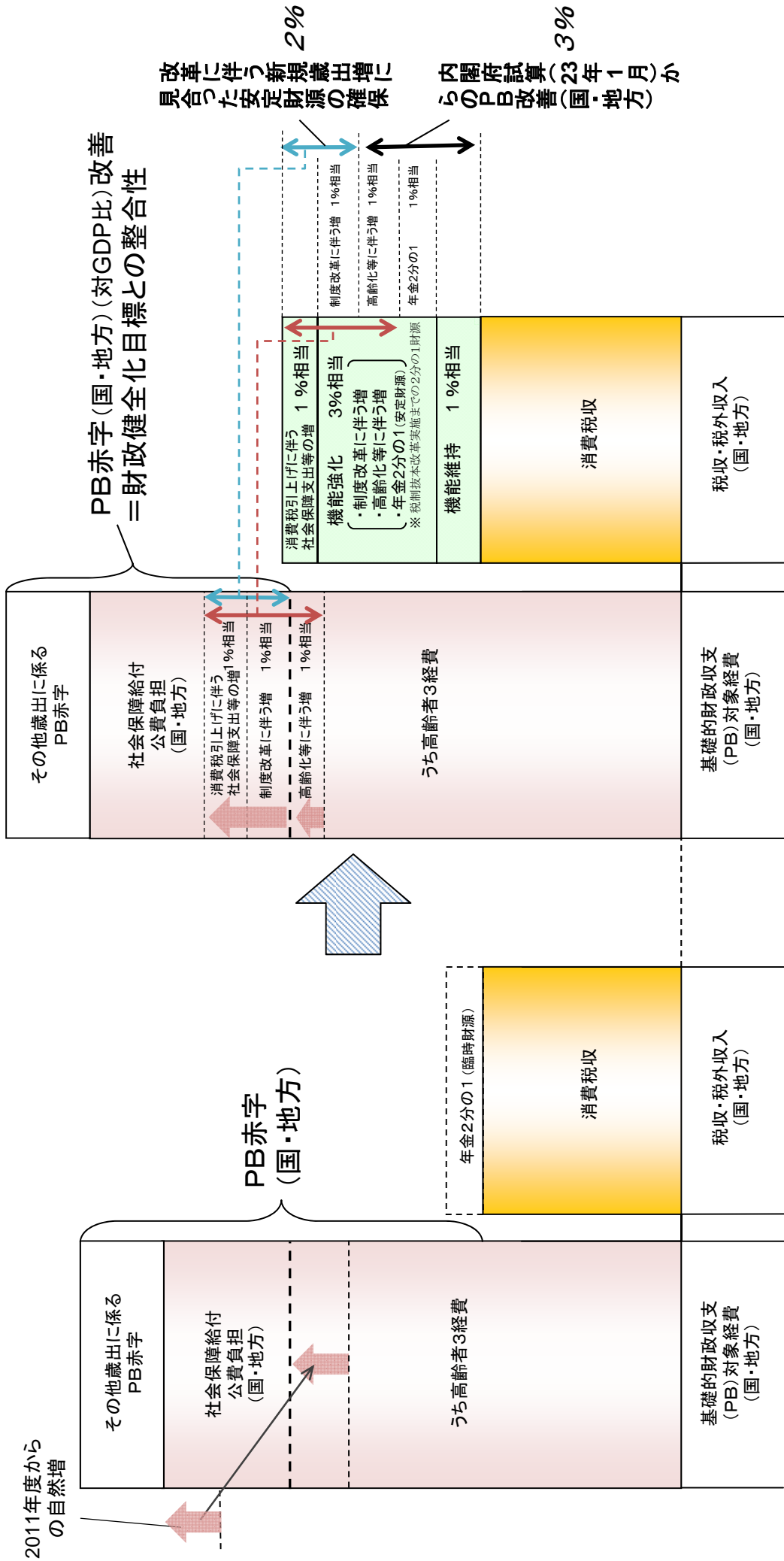
(注3) 機能強化の額は、厚労省による推計(2011年5月時点)。機能強化の具体的な内容は、別紙1のとおり。

(注4) 社会保障4経費とは、社会保障給付公費負担のうち「制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する費用」(平成21年度税制改正法附則104条)をいう。所要額は厚生労働省による推計(2011年5月時点)。また、基本的に地方単独事業を含んでおらず、今後、その全体状況の把握を進め、地方単独事業を含めた社会保障給付の全体像及び費用推計を総合的に整理する。

社会保障改革の安定財源確保と財政健全化の同時達成

(2015年度)
現状ベース

(2015年度)(※)
改革後ベース



(※) 成案においては、「2010年代半ばまでに段階的に消費税率(国・地方)を10%まで引き上げ、当面の社会保障改革にかかる安定財源を確保する」とされている。

(注1) 「財政運営戦略」(平成22年6月22日閣議決定)における財政健全化目標において、国・地方及び国の基礎的財政収支赤字の対GDP比を、2015年度までに2010年度の水準から半減し、2020年度までに黒字化することとされている。内閣府試算(平成23年1月)の2015年度の試算結果からは、消費税率換算で約3%のPB(国・地方)の改善が必要。

(注2) 改革後ベースにおける「高齢化等に伴う増」は、いわゆる自然増のうち経済成長による伸び(「機能維持」に含まれる)を超える増加のことである。

(注3) 社会保障給付には、基本的に地方単独事業を含んでおらず、今後、その全体状況の把握を進め、地方単独事業を含めた社会保障給付の全体像及び費用推計を総合的に整理する。

消費税込収（国・地方）の社会保障財源化・区分経理のイメージ

（参考）

＜現状のイメージ＞

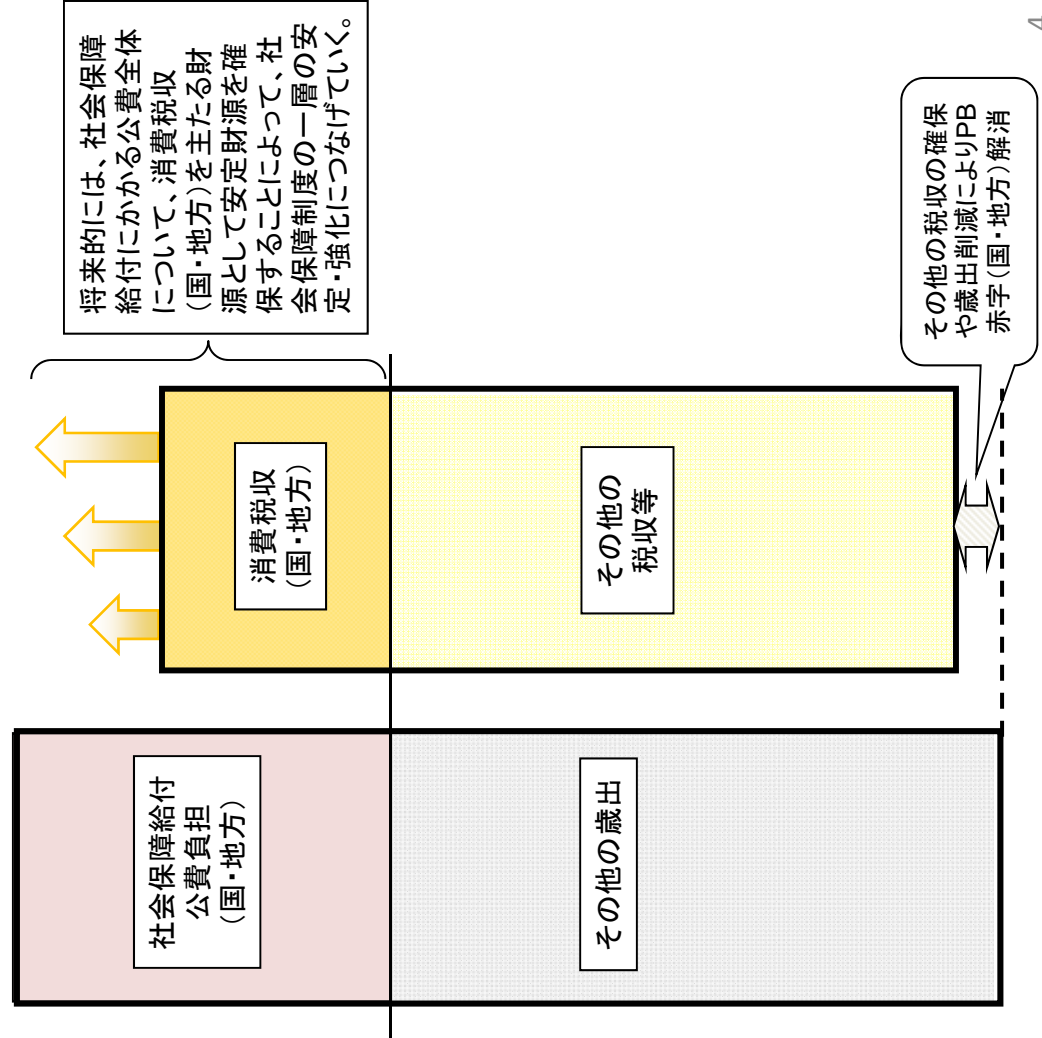
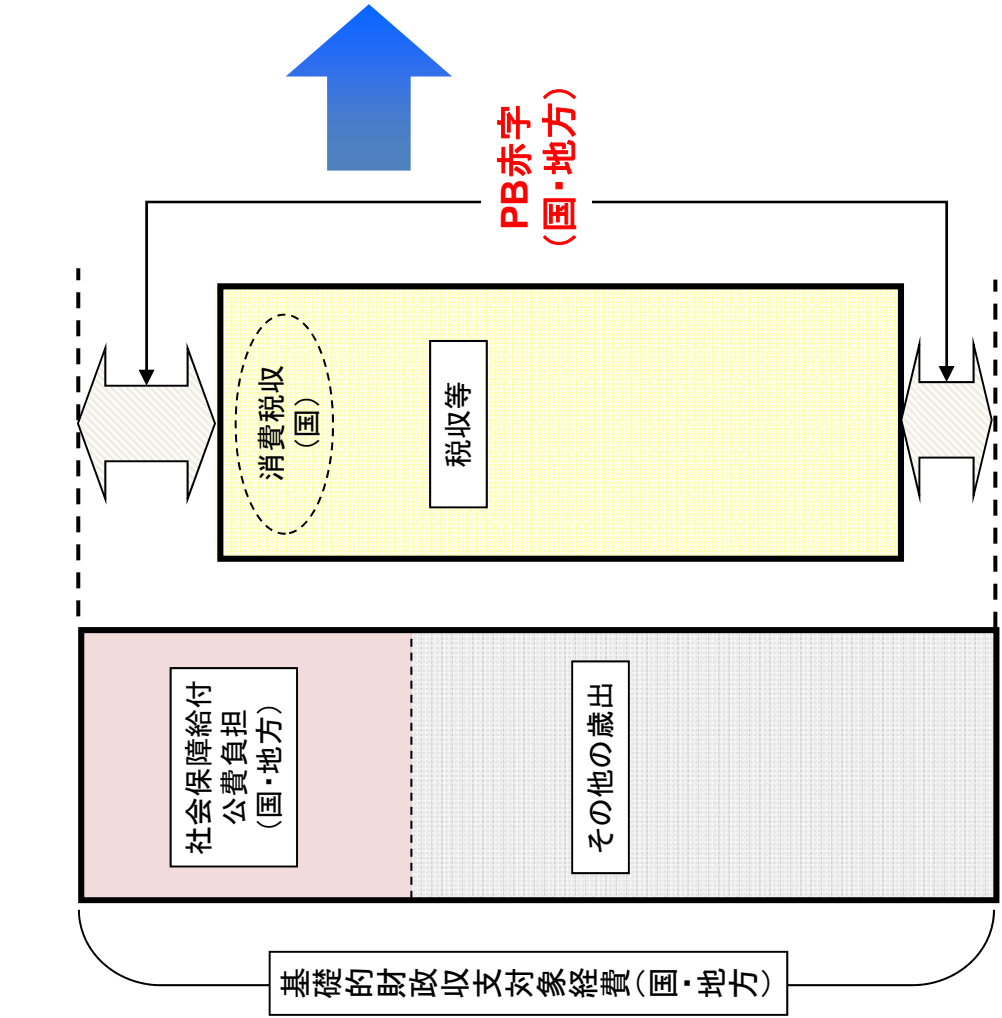
＜将来のイメージ＞

歳出

歳入

歳出

歳入



<p>6月30日の政府・与党社会保障改革検討本部長案（新）</p> <p>社会保障・税一体改革成案</p> <p>はじめに</p> <p>社会保障と税の一体改革については、平成22年10月に政府・与党社会保障改革検討本部を設置し、以来、同年11月から12月にかけて社会保障改革に関する有識者検討会を開催、本年2月から6月にかけては社会保障改革に関する集中検討会議を開催するなど、精力的に議論を進めてきた。また、この間、与党（民主党・国民新党）において、民主党社会保障と税の抜本改革調査会等において議論を深め、報告の取りまとめ等を行ってきた。</p> <p>本成案は、「社会保障改革の推進について」（平成22年12月14日閣議決定）（別紙1）に基づき、政府・与党におけるこれらの集中的な検討の成果をもとに、社会保障と税の一体改革の具体的方向について取りまとめられたものである。政府・与党においては、本成案に基づき更に検討を進め、その具体化を図ることとする。</p> <p>この改革の実現のためには、立場を超えた幅広い議論の上に立った国民の理解と協力が必要であり、本成案をもって野党各党に社会保障改革のための協議を提案し、参加を呼び掛ける。</p> <p>本年3月11日に発生した東日本大震災は、我が国に未曾有の被害をもたらした。この国難を克服していくためには、単なる災害復旧にとどまらず、活力ある日本の再生を視野に入れた復興のための施策を推進していく必要がある。このため、被災地・被災者に十分に配慮し、社会保障・税一体改革については、復興対策との両立を図りつつ取り組むものとする。この中で、未来志向の見地から、被災地を少子高齢化が進む日本の先進的モデルとしていく。</p>	<p>6月3日の政府・与党社会保障改革検討本部長案（旧）</p> <p>社会保障改革案</p> <p>社会保障改革に関する集中検討会議では、本年2月の会議発足以降、震災での中断を挟み、本日も含め10回、非公式な準備作業会を含めれば14回にわたり、社会保障改革のあり方について精力的な議論を重ねてきた。</p> <p>本改革案は、2月以来前回までの会議における各委員からの意見、関係団体・マスコミ、関係各省・有識者からのヒアリング、5月12日提出の厚生労働省改革案、前回及び前々回会議において総理が示した事項、与党（民主党・国民新党）報告等を総合的に勘案し、社会保障改革の具体的方向について取りまとめられたものである。</p>
<p>I 社会保障改革の全体像</p> <p>1 社会保障改革の基本的考え方</p> <p>現行の社会保障制度の基本的枠組みが作られた1960年代以降今日まで、①非正規雇用の増加等の雇用基盤の変化、②地域・家族のセーフティネット機能の減退、③人口、とりわけ現役世代の顕著な減少、④高齢化に伴う社会保障に関わる費用の急速な増大、⑤経済の低迷、テ</p>	<p>I 社会保障改革の全体像</p> <p>1 社会保障改革の基本的考え方</p> <p>現行の社会保障制度の基本的枠組みが作られた1960年代以降今日まで</p>

構築する。

- ② 必要な機能の充実と徹底した給付の重点化・制度運営の効率化を同時に言い、真に必要な給付を確実に確保しつつ負担の最適化を図り、国民の信頼に応え得る高機能で中長期的に持続可能な制度を実現する。
- ③ 給付・負担両面で、世代間のみならず世代内での公平を重視した改革を行う。
- ④ 社会保障・財政・経済の相互関係に留意し、社会保障改革と財政健全化の同時達成、社会保障改革と経済成長との好循環を実現する。

⑤ **国民の視点で、地方単独事業を含む社会保障給付の全体像を整理するとともに、地域や個人の多様なニーズに的確に対応できるように、地方の現場における経験や創意を取り入れ、各種サービスの新サービス化をはじめ制度の簡素化や質の向上を推進する。**

2 改革の優先順位と個別分野における具体的改革の方向

- (1) 改革の優先順位
厚生労働省案に示す「社会保障制度改革の基本的方向性」(1. 全世代対応型・未来への投資、2. 参加保障・包括的支援(全ての人が参加できる社会)、3. 普遍主義、分権的・多元的なサービス供給体制、4. 安心に基づく活力)を踏まえ、
 - ① 子ども・子育て支援、若者雇用対策
 - ② 医療・介護等のサービス改革
 - ③ 年金改革
 - ④ 制度横断的課題としての「貧困・格差対策(重層的セーフティネット)」「低所得者対策」
についてまず優先的に取り組む。

- (2) 個別分野における具体的改革
個別分野における具体的改革項目については、
 - ① 5月23日及び30日に総理から示された「安心」3本柱、「支え合い」3本柱、「成長」3本柱について、着実な実行を図る。
 - ② 負担と給付の関係が明確な社会保険(＝共助・連帯)の枠組みの強化による機能強化を基本とする。
 - ③ ①及び②を前提に、社会の分断・二極化、貧困・格差の再生産の防止の観点から、社会保険制度において適用拡大や低所得者対策を実施するなどにより、セーフティネット機能の強化を図る。
 - ④ 世代間のみならず、世代内(特に高齢世代内)での公平の確保、所得再分配機能の強化を図る観点から、給付・負担両面での見直し

構築する。

- ② 必要な機能の充実と徹底した給付の重点化・制度運営の効率化を同時に言い、真に必要な給付を確実に確保しつつ負担の最適化を図り、国民の信頼に応え得る高機能で中長期的に持続可能な制度を実現する。
- ③ 給付・負担両面で、世代間のみならず世代内での公平を重視した改革を行う。
- ④ 社会保障・財政・経済の相互関係に留意し、社会保障改革と財政健全化の同時達成、社会保障改革と経済成長との好循環を実現する。

2 改革の優先順位と個別分野における具体的改革の方向

- (1) 改革の優先順位
厚生労働省案に示す「社会保障制度改革の基本的方向性」(1. 全世代対応型・未来への投資、2. 参加保障・包括的支援(全ての人が参加できる社会)、3. 普遍主義、分権的・多元的なサービス供給体制、4. 安心に基づく活力)を踏まえ、
 - ① 子ども・子育て支援、若者雇用対策
 - ② 医療・介護等のサービス改革
 - ③ 年金改革
 - ④ 制度横断的課題としての「貧困・格差対策(重層的セーフティネット)」「低所得者対策」
についてまず優先的に取り組む。

- (2) 個別分野における具体的改革
個別分野における具体的改革項目については、
 - ① 5月23日及び30日に総理から示された「安心」3本柱、「支え合い」3本柱、「成長」3本柱について、着実な実行を図る。
 - ② 負担と給付の関係が明確な社会保険(＝共助・連帯)の枠組みの強化による機能強化を基本とする。
 - ③ ①及び②を前提に、社会の分断・二極化、貧困・格差の再生産の防止の観点から、社会保険制度において適用拡大や低所得者対策を実施するなどにより、セーフティネット機能の強化を図る。
 - ④ 世代間のみならず、世代内(特に高齢世代内)での公平の確保、所得再分配機能の強化を図る観点から、給付・負担両面での見直し

を行う。

- ⑤ 医療・介護・保育等のサービス分野における多様な主体の参加、「新しい公共」の創出など、成長に貢献し、地域に根ざすサービス提供体制の実現を図る。
といった点を基本に、必要な機能の充実と徹底した給付の重点化・制度運営の効率化を同時に実施する。

個別分野ごとの充実項目、重点化・効率化項目の内容及び改革の工程は、別紙2「社会保障改革の具体策、工程及び費用試算」の欄A～Cに示すとおりであり、各改革項目の記述に当たっては、可能な限り具体的な数値目標を示すとともに、成長戦略に関係の深い項目についてはその旨付記した。

＜個別分野における主な改革項目（充実／重点化・効率化）＞

- I 子ども・子育て
- 子ども・子育て新システムの制度実施等に伴い、**地域の実情に応じた**保育等の量的拡充や幼保一体化などの機能強化を図る。
 - ・ 待機児童の解消、質の高い学校教育・保育の実現、放課後児童クラブの拡充、社会的養護の充実
 - ・ 保育等への多様な事業主体の参入促進、既存施設の有効活用、実施体制の一元化
- II 医療・介護等

○ **地域の実情に応じた**サービスの提供体制の効率化・重点化と機能強化を図る。そのため、診療報酬・介護報酬の体系的見直しと基盤整備のための一括的な法整備を行う。

- ・ 病院・病床機能の分化・強化と連携、**地域間・診療科間の偏在の是正、予防対策の強化**、在宅医療の充実等、地域包括ケアシステムの構築・ケアマネジメントの機能強化・居住系サービスの充実、施設のユニット化、重点化に伴うマンパワ

ーの増強

- ・ 平均在院日数の減少、外来受診の適正化、ICT活用による重複受診・重複検査・過剰薬剤投与等の削減、介護予防・重度化予防

○ 保険者機能の強化を通じて、医療・介護保険制度のセーフティネット機能の強化・給付の重点化などを図る。

- a) 被用者保険の適用拡大と国保の財政基盤の安定化・強化・広域化
- ・ 短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大、市町村国保の財政運営の都道府県単位化・**財政基盤の強化**
- b) 介護保険の費用負担の能力に応じた負担の要素強化と低所得

を行う。

- ⑤ 医療・介護・保育等のサービス分野における多様な主体の参加、「新しい公共」の創出など、成長に貢献し、地域に根ざすサービス提供体制の実現を図る。
といった点を基本に、必要な機能の充実と徹底した給付の重点化・制度運営の効率化を同時に実施する。

個別分野ごとの充実項目、重点化・効率化項目の内容及び改革の工程は、別紙1「社会保障改革の具体策、工程及び費用試算」の欄A～Cに示すとおりであり、各改革項目の記述に当たっては、可能な限り具体的な数値目標を示すとともに、成長戦略に関係の深い項目についてはその旨付記した。

＜個別分野における主な改革項目（充実／重点化・効率化）＞

- I 子ども・子育て
- 子ども・子育て新システムの制度実施等に伴い、**地域の実情に応じた**保育等の量的拡充や幼保一体化などの機能強化を図る。
 - ・ 待機児童の解消、質の高い学校教育・保育の実現、放課後児童クラブの拡充、社会的養護の充実
 - ・ 保育等への多様な事業主体の参入促進、既存施設の有効活用、実施体制の一元化
- II 医療・介護等

○ サービスの提供体制の効率化・重点化と機能強化を図る。そのため、診療報酬・介護報酬の体系的見直しと基盤整備のための一括的な法整備を行う。

- ・ 病院・病床機能の分化・強化と連携、**在宅医療の充実等**、地域包括ケアシステムの構築・ケアマネジメントの機能強化・居住系サービスの充実、施設のユニット化、重点化に伴うマンパワ

ーの増強

- ・ 平均在院日数の減少、外来受診の適正化、ICT活用による重複受診・重複検査・過剰薬剤投与等の削減、介護予防・重度化予防

○ 保険者機能の強化を通じて、医療・介護保険制度のセーフティネット機能の強化・給付の重点化などを図る。

- a) 被用者保険の適用拡大と国保の財政基盤の安定化・強化・広域化
- ・ 短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大、市町村国保の財政運営の都道府県単位化と**併せ**財政基盤を強化
- b) 介護保険の費用負担の能力に応じた負担の要素強化と低所得

者への配慮、保険給付の重点化

- ・ 1号保険料の低所得者保険料軽減強化
- ・ 介護納付金の総報酬割導入、重度化予防に効果のある給付への重点化

c) 高度・長期医療への対応（セーフティネット機能の強化）と給付の重点化

- ・ 高額療養費の見直しによる負担軽減と、その規模に応じた受診時定額負担等の併せた検討（**病院・診療所の役割分担を踏まえた外来受診の適正化も検討**）。**ただし、受診時定額負担については低所得者に配慮**。

d) その他

- ・ 総合合算制度、低所得者対策・逆進性対策等の検討
- ・ 後発医薬品の更なる使用促進、医薬品の患者負担の見直し、国保組合の国庫補助の見直し

- ・ **高齢者医療制度の見直し（高齢世代・若年世代にとって公平で納得のいく負担の仕組み、支援金の総報酬割導入、自己負担割合の見直しなど）**

III 年金

○ 国民的な合意に向けた議論や環境整備を進め、「新しい年金制度の創設」実現に取り組む。

- ・ 所得比例年金(社会保険方式)、最低保障年金(税財源)
- 年金改革の目指すべき方向性に沿って、現行制度の改善を図る。
- ・ 最低保障機能の強化+高所得者の年金給付の見直し
- ・ 短時間労働者に対する厚生年金の適用拡大、第3号被保険者制度の見直し、在職高齢年金の見直し、産休期間中の保険料負担免除、被用者年金の一元化
- ・ **マクロ経済スライド、支給開始年齢の引上げ、標準報酬上限の引上げなどの検討**
- 業務運営の効率化を図る（業務運営及びシステムの改善）。

IV 就労促進

○ 全員参加型社会の実現のために、若者の安定的雇用の確保、女性の就業率のM字カーブの解消、年齢にかかわらず働き続けることができる社会づくり、障害者の雇用促進に取り組む。**その際、地域の実情に応じ、関係機関が連携し、就労促進施策を福祉、産業振興、教育施策などと総合的に実施する。**

○ デイサービス・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）の実現を図る。

○ 雇用保険・求職者支援制度の財源について、関係法の規定を踏

者への配慮、保険給付の重点化

- ・ 1号保険料の低所得者保険料軽減強化
- ・ 介護納付金の総報酬割導入、重度化予防に効果のある給付への重点化

c) 高度・長期医療への対応（セーフティネット機能の強化）と給付の重点化

- ・ 高額療養費の見直しによる負担軽減と、その規模に応じた受診時定額負担等の併せた検討

d) その他

- ・ 総合合算制度、**高齢者医療制度の見直し**、低所得者対策・逆進性対策等の検討
- ・ 後発医薬品の更なる使用促進、医薬品の患者負担の見直し、国保組合の国庫補助の見直し、**高齢者医療費支援金の総報酬割導入、70～74歳2割負担**

III 年金

○ 国民的な合意に向けた議論や環境整備を進め、「新しい年金制度の創設」実現に取り組む。

- ・ 所得比例年金(社会保険方式)、最低保障年金(税財源)
- 年金改革の目指すべき方向性に沿って、現行制度の改善を図る。
- ・ 最低保障機能の強化+高所得者の年金給付の見直し
- ・ 短時間労働者に対する厚生年金の適用拡大、第3号被保険者制度の見直し、在職高齢年金の見直し、産休期間中の保険料負担免除、被用者年金の一元化
- ・ **デフレ下のマクロ経済スライド、支給開始年齢の引上げ、標準報酬上限の引上げ**
- 業務運営の効率化を図る（業務運営及びシステムの改善）。

IV 就労促進

○ 全員参加型社会の実現のために、若者の安定的雇用の確保、女性の就業率のM字カーブの解消、年齢にかかわらず働き続けることができる社会づくり、障害者の雇用促進に取り組む。

○ デイサービス・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）の実現を図る。

○ 雇用保険・求職者支援制度の財源について、関係法の規定を踏

まえ検討する。

- V I～IV以外の充実、重点化・効率化
- ・ サービス基盤の整備、医療イノベーションの推進、第2のセーフティネットの構築、生活保護の見直し(就労・自立支援の充実、医療扶助等の適正化、不正受給防止対策の徹底、関係機関の連携強化などの重点化・効率化)、総合的な障害者施策の充実(制度の谷間のない支援、地域移行・地域生活の支援)、難病対策の検討、震災復興における新たな安心地域モデルの提示
 - ・ また、社会保障制度の持続可能性向上のためには、次世代を担う子ども・若者の育成が肝要であり、上記の社会保障制度改革と併せて、雇用流動化に対応して、手に職をつけ就業につなげるための教育環境整備や、教育の質と機会均等を確保するための方策、特に生計困難でありながら好成績を修めた学生等への支援の強化に取り組む。

VI 地方単独事業

- 以上の改革の方向も勘案し、地方自治体は、国費に関連する制度と相まって、地域の実情に応じて、社会保障関係の地方単独事業を実施する。

[再掲] 貧困・格差対策～重層的なセーフティネットの構築

- **就労・生活支援が一体となったワンストップサービス**
- 短時間労働者に対する社会保険の適用拡大
- 社会保険制度における低所得者対策の強化
 - ・ 市町村国保・介護保険における低所得者への配慮、高度・長期医療への対応(セーフティネット機能の強化)、総合合算制度、年金制度における最低保障機能の強化
- 第2のセーフティネットの構築
 - ・ 求職者支援制度の創設、複合的困難を抱える者への伴走型支援(パーソナルサポート、ワンストップサービス等)による**社会的包摂の推進**
- 生活保護の見直し

- (3) 社会保障・税に関わる共通番号制度の早期導入
- 社会保障・税に関わる番号制度は、主として、真に手を差し伸べべき人に対する社会保障を充実させ、効率的かつ適切に提供することを目的に導入を目指すものである。その導入により、国民の**給付と負担の公正性、明確性**を確保するとともに、国民の利便性の更なる向上を図ることが可能となるほか、行政の効率化・スリム化も

まえ検討する。

- V I～IV以外の充実、重点化・効率化
- ・ サービス基盤の整備、医療イノベーションの推進、第2のセーフティネットの構築、生活保護の見直し(

- 重点化・効率化)、障害者施策・難病対策の検討、震災復興における新たな安心地域モデルの提示

[再掲] 貧困・格差対策～重層的なセーフティネットの構築

- 短時間労働者に対する社会保険の適用拡大
- 社会保険制度における低所得者対策の強化
 - ・ 市町村国保・介護保険における低所得者への配慮、高度・長期医療への対応(セーフティネット機能の強化)、総合合算制度、年金制度における最低保障機能の強化
- 第2のセーフティネットの構築
 - ・ 求職者支援制度の創設、複合的困難を抱える者への伴走型支援
- 生活保護の見直し

- (3) 社会保障・税に関わる共通番号制度の早期導入
- 社会保障・税に関わる番号制度は、主として、真に手を差し伸べべき人に対する社会保障を充実させ、効率的かつ適切に提供することを目的に導入を目指すものである。その導入により、国民の**負担の公正性**を確保するとともに、国民の利便性の更なる向上を図ることが可能となるほか、行政の効率化・スリム化も

可能となる。

その導入に当たっては、制度面とシステム面の両面で十分な個人情報保護策を講じるとともに、費用と便益を示し、国民の納得と理解を得ていく必要がある。6月には「社会保障・税番号大綱（仮称）」を策定し、今秋以降可能な限り早期に国会への法案提出を目指す。

II 社会保障費用の推計

- 1 機能強化（充実と重点化・効率化の同時実施）にかかる費用
子ども・子育て、医療・介護等及び年金の各分野ごとの充実項目、重点化・効率化項目にかかる費用（公費）の推計は別紙2の欄D及びEに示すとおりである。

改革全体を通じて、2015年度において

充実による額 3.8兆円程度

重点化・効率化による額 ～▲1.2兆円程度

一つの目的として、機能強化（充実と重点化・効率化の同時実施）による追加所要額（公費）は、約2.7兆円程度と見込まれる。

2015年段階における各分野ごとの追加所要額（公費）は、

I 子ども・子育て

0.7兆円程度

（税制抜本改革以外の財源も含めて1兆円超程度の措置を今後検討）

II 医療・介護等

～1.6兆円弱程度

（総合合算制度～0.4兆円程度を含む）

III 年金

～0.6兆円程度

～1.4兆円程度

〔再掲：貧困・格差対策
（総合合算制度～0.4兆円程度を含む）〕

と見込まれる。

- 2 社会保障給付にかかる公費（国・地方）全体の推計

社会保障給付にかかる現行の費用推計については、そのベースとなる統計が基本的に地方単独事業を含んでおらず、今後、その全体状況の把握を進め、地方単独事業を含めた社会保障給付の全体像及び費用推計を総合的に整理する。1

*1 2011年度予算ベースでは、社会保障給付に係る国・地方公費は39.4兆円である。

他方、総務省推計によれば、2011年度で、地方単独事業として社会保障に関連する支出は7.7兆円と見込まれる。

可能となる。

その導入に当たっては、制度面とシステム面の両面で十分な個人情報保護策を講じるとともに、費用と便益を示し、国民の納得と理解を得ていく必要がある。6月には「社会保障・税番号大綱（仮称）」を策定し、今秋以降可能な限り早期に国会への法案提出を目指す。

II 改革後の社会保障費用の推計

- 1 機能強化（充実と重点化・効率化の同時実施）にかかる費用
子ども・子育て、医療・介護等及び年金の各分野ごとの充実項目、重点化・効率化項目にかかる費用（公費）の推計は別紙1の欄D及びEに示すとおりである。

改革全体を通じて、2015年度において

充実による額 3.8兆円程度

重点化・効率化による額 ～▲1.2兆円程度

一つの目的として、機能強化（充実と重点化・効率化の同時実施）による追加所要額（公費）は、約2.7兆円程度と見込まれる。

2015年段階における各分野ごとの追加所要額（公費）は、

I 子ども・子育て

0.7兆円程度

（税制抜本改革以外の財源も含めて1兆円超程度の措置を今後検討）

II 医療・介護等

～1.6兆円弱程度

（総合合算制度～0.4兆円程度を含む）

III 年金

～0.6兆円程度

～1.4兆円程度

〔再掲：貧困・格差対策
（総合合算制度～0.4兆円程度を含む）〕

と見込まれる。

- 2 改革後の社会保障給付にかかる公費（国・地方）全体の推計

2015年度における、今回の社会保障改革実施後の社会保障給付にかかる公費（国・地方）全体の額は別紙2に示すとおり47.4兆円と見込まれる。

このうち、年金・医療・介護及び子ども・子育て分野にかかる費用は42.0兆円と見込まれる。

III 社会保障・税一体改革の基本的姿勢

1 社会保障の安定財源確保の基本的枠組み

- (1) 消費税収を主たる財源とする社会保障安定財源の確保
民主党「税と社会保障の抜本改革調査会」中間整理等、社会保障財源のあり方に関する累次の報告や関係法律の規定を踏まえ、国民が広く受益する社会保障の費用をあらゆる世代が広く公平に分ち合う観点などから、社会保障給付に要する公費負担の費用は、消費税収（国・地方）を主要な財源として確保する。
消費税収（国・地方）については、**このうち国分が現在** 予算総則上高齢者三経費に**充当**されているが、今後は、高齢者三経費を基本としつつ、「制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する費用」（「社会保障四経費」、平成21年度税制改正法附則104条）に**充当する分野を拡充する。社会保障の安定財源確保に向けて、消費税収の規模とこれらの費用の関係を踏まえ、国・地方合わせた消費税収の充実に努める。**

- (2) 消費税収の用途の明確化
消費税収（国・地方、**現行分の地方消費税を除く**）については、全て国民に還元し、官の肥大化には使わない²こととし、消費税を**原則として**社会保障の目的税とすることを法律上、会計上も明確にする^{その}ことを含め、区分経理を徹底する等、**その**用途を明確化する（消費税収の社会保障財源化）。
さらに、将来的には、社会保障給付にかかる公費全体について、消費税収（国・地方）を主たる財源として安定財源を確保することによって、社会保障制度の一層の安定・強化につなげていく。

*2 有識者検討会報告において引用されている「持続可能な社会保障構築とその安定財源確保に向けた中期プログラム」（平成20年12月24日閣議決定）参照

- (3) 国・地方を通じた社会保障給付の安定財源の確保
上記（1）及び（2）の改革を進めるに当たり、国民一人一人に包括的な支援を行うという社会保障の考え方からすれば、地域住民に身近なところでサービスを設計し、実行する地方自治体の役割は極めて重要であり、地方による分権的な社会保障は、社会保障の信頼を大きく高める。**現行分の消費税収（国・地方）についてはこれはこれまでの経緯を踏まえ国・地方の配分（地方分については現行分の地**

III 社会保障・税一体改革の基本的姿勢

1 社会保障の安定財源確保の基本的枠組み

- (1) 消費税収を主たる財源とする社会保障安定財源の確保
民主党「税と社会保障の抜本改革調査会」中間整理等、社会保障財源のあり方に関する累次の報告や関係法律の規定を踏まえ、国民が広く受益する社会保障の費用をあらゆる世代が広く公平に分ち合う観点などから、社会保障給付に要する公費負担の費用は、消費税収（国・地方）を主要な財源として確保する。
消費税収（国・地方）については、**現在は** 予算総則上高齢者三経費に**充て**られているが、今後は、高齢者三経費を基本としつつ、「**その全額の使用を**」制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する費用」（「社会保障四経費」、平成21年度税制改正法附則104条）に**拡充する。**

- (2) 消費税収の用途の明確化
消費税収（国・地方）^は全て国民に還元し、官の肥大化には使わない¹こととし、消費税を**は**社会保障の目的税とすることを法律上、会計上も明確にする^{その}ことを含め、区分経理を徹底する等、**消費税収（国・地方）の**用途を明確化する（消費税収の社会保障財源化）。
さらに、将来的には、社会保障給付にかかる公費全体について、消費税収（国・地方）を主たる財源として安定財源を確保することによって、社会保障制度の一層の安定・強化につなげていく。

1 有識者検討会報告において引用されている「持続可能な社会保障構築とその安定財源確保に向けた中期プログラム」（平成20年12月24日閣議決定）参照

- (3) 国・地方を通じた社会保障給付の安定財源の確保
上記（1）及び（2）の改革を進めるに当たり、国民一人一人に包括的な支援を行うという社会保障の考え方からすれば、地域住民に身近なところでサービスを設計し、実行する地方自治体の役割は極めて重要であり、地方による分権的な社会保障は、社会保障の信頼を大きく高める。**消費税収（国・地方）の具体的充当先となる**

地方消費税及び消費税の現行の交付税法定率分）と地方分の基本的枠組みを変更しないことを前提として、引上げ分の消費税収（国・地方）については（1）の分野に則った範囲の社会保障給付における国と地方の役割分担に応じた配分を実現することとし、国とともに社会保障制度を支える地方自治体の社会保障給付に対する安定財源の確保を図る。

今般の社会保障改革における安定財源確保の考え方を踏まえつつ、Ⅱ-2における総合的な整理を行った上で、地方単独事業に関して、必要な安定財源が確保できよう、Ⅳ（5）に掲げる地方税制の改革などを行う。

- (4) 消費税率の段階的引上げ
上記（1）～（3）を踏まえ、社会保障給付の規模に見合った安定財源の確保に向け、まずは、**2010年代半ば**までに段階的に消費税率（国・地方）を10%まで引き上げ、当面の社会保障改革にかかる安定財源を確保する（**別紙3**）。

2 社会保障改革の安定財源確保と財政健全化の同時達成

未来への投資である社会保障のコストを、将来世代に先送りすることは許されない。現在の社会保障給付の財源の多くが赤字公債、すなわち将来世代の負担で賄われている。このような状況は、社会保障のあり方としても、危機的とも言える国・地方の財政状況からこれ以上放置することはできず、「現在の世代が受ける社会保障は現在の世代で負担する」³との原則に一刻も早く立ち戻る必要がある。

今回の社会保障改革の目指すところは、「社会保障の機能強化」と「機能維持一制度の持続可能性の確保」である。社会保障改革の財源確保と財政健全化は相反する課題ではなく、両者を同時達成するしか、それぞれが目標を実現する道はない。⁴

このような考え方に立って、社会保障・税一体改革においては、**社会保障給付にかかる安定財源を確保していくこと**を通じて、**財政健全化を同時に実現する**。

3 民主党「税と社会保障の抜本改革調査会」中間整理

4 「社会保障強化だけが追求され財政健全化が後回しにされるならば、社会保障制度もまた遠からず機能停止する。しかし、財政健全化のみを目的とする改革で社会保障の質が犠牲になれば、社会の活力を引き出すことはできず、財政健全化が目指す持続可能な日本そのものが実現しない。」（有識者検討会報告）

社会保障給付における国と地方の役割分担に応じた**消費税収（国・地方）**の配分を実現し、国とともに社会保障制度を支える地方自治体の社会保障給付に対する安定財源の確保を図る。

また、地方自治体が地域の実情に応じて住民合意の下に提供するサービスについては、独自に財源が確保できよう、地方自治体の課税自主権の拡大・発揮について検討する。

- (4) 消費税率の段階的引上げ
上記（1）～（3）**及び改革後の社会保障費用の推計**を踏まえ、社会保障給付の規模に見合った安定財源の確保に向け、まずは、**2015年度**までに段階的に消費税率（国・地方）を10%まで引き上げ、当面の社会保障改革にかかる安定財源を確保する。

2 社会保障改革の安定財源確保と財政健全化の同時達成

未来への投資である社会保障のコストを、将来世代に先送りすることは許されない。現在の社会保障給付の財源の多くが赤字公債、すなわち将来世代の負担で賄われている。このような状況は、社会保障のあり方としても、危機的とも言える国・地方の財政状況からこれ以上放置することはできず、「現在の世代が受ける社会保障は現在の世代で負担する」²との原則に一刻も早く立ち戻る必要がある。

今回の社会保障改革の目指すところは、「社会保障の機能強化」と「機能維持一制度の持続可能性の確保」である。社会保障改革の財源確保と財政健全化は相反する課題ではなく、両者を同時達成するしか、それぞれが目標を実現する道はない。³

このような考え方に立って、社会保障・税一体改革においては、**改革後の社会保障給付にかかる費用を踏まえつつ、その安定財源を確保していくこと**を通じて、**財政健全化を同時に実現する**。

2 民主党「税と社会保障の抜本改革調査会」中間整理

3 「社会保障強化だけが追求され財政健全化が後回しにされるならば、社会保障制度もまた遠からず機能停止する。しかし、財政健全化のみを目的とする改革で社会保障の質が犠牲になれば、社会の活力を引き出すことはできず、財政健全化が目指す持続可能な日本そのものが実現しない。」（有識者検討会報告）

《2015年度における姿》

具体的には、まずは、**2015年度**までに段階的に消費税率（国・地方）を10%まで引き上げ、**2015年度**までに段階的に消費税率（国・地方）を10%まで引き上げ、上記Ⅱ-1で示す「機能強化」にかかる費用、高齢化の進行等により増大する費用及び基礎年金国庫負担2分の1を実現するために必要な費用（社会保障国民会議では、この3つの経費を合計して「機能強化」として試算している）、後代に付け回しをしている「機能維持」にかかる費用及び消費税率引上げに伴う社会保障支出等の増加に要する費用を賄うことにより、社会保障の安定財源確保を図る（別紙3）。

これにより、2015年度段階での財政健全化目標4の達成が**見込まれ**5、「社会保障の安定財源確保と財政健全化の同時達成」への一里塚が築かれる。

*5 Ⅱ-2における総合的な整理を踏まえた対応に留意する。

*6 「財政運営戦略」（平成22年6月22日閣議決定）において、国及び国・地方の基礎的財政収支赤字の対GDP比を、2015年度までに2010年度の水準から半減し、2020年度までに黒字化させた上で、2021年度以降において、国・地方の公債等残高の対GDP比を安定的に低下させることとされている。

*7 財政健全化目標の達成所要額は、内閣府「経済財政の中長期試算」（平成23年1月）を前提としている（年央に改訂）。

Ⅳ 税制全体の抜本改革

税制抜本改革については、**社会保障改革の進め方との整合性にも配意しつつ、平成21年度税制改正大綱（閣議決定）で示された改革の方向性に沿って、23年度税制改正大綱（閣議決定）で示された改革の方向性に沿って、以下の考え方により検討を加え、個人所得課税、法人課税、消費課税、資産課税にわたる改革を進める。また、地方に関わる事項については、地方団体の意見に十分配意して、検討を進めることとする。**

（1）個人所得課税

雇用形態や就業構造の変化も踏まえながら、格差の是正や所得再分配機能等の回復のため、各種の所得控除の見直しや税率構造の改革を行う。給付付き税額控除については、所得把握のための番号制度等を前提に、関連する社会保障制度の見直しと併せて検討を進める。金融証券税制について、金融所得課税の一体化に取り組む。

（2）法人課税

企業の国際的な競争力の維持・向上、国内への立地の確保・促進、雇

具体的には、まずは、**2015年度**までに段階的に消費税率（国・地方）を10%まで引き上げ、**2015年度**までに段階的に消費税率（国・地方）を10%まで引き上げ、上記Ⅱ-1で示す「機能強化」にかかる費用、高齢化の進行等により増大する費用及び基礎年金国庫負担2分の1を実現するために必要な費用（社会保障国民会議では、この3つの経費を合計して「機能強化」として試算している）、後代に付け回しをしている「機能維持」にかかる費用及び消費税率引上げに伴う社会保障支出等の増加に要する費用を賄うことにより、社会保障の安定財源確保を図る（別紙3）。

これにより、2015年度段階での財政健全化目標4の達成が**見込まれ**5、「社会保障の安定財源確保と財政健全化の同時達成」への一里塚が築かれる。

*4 「財政運営戦略」（平成22年6月22日閣議決定）において、国及び国・地方の基礎的財政収支赤字の対GDP比を、2015年度までに2010年度の水準から半減し、2020年度までに黒字化させた上で、2021年度以降において、国・地方の公債等残高の対GDP比を安定的に低下させることとされている。

*5 財政健全化目標の達成所要額は、内閣府「経済財政の中長期試算」（平成23年1月）を前提としている（年央に改訂）。

Ⅳ 税制全体の抜本改革

社会保障・税一体改革においては、**所得、消費、資産にわたる税制全般の改革を実施していく。**

（注）今後、**社会保障・税一体改革の成案に向け、税制調査会において、平成22年度・平成23年度税制改正大綱等に示された方針を踏まえ、残された税制抜本改革の課題等の審議を行い、包括的な税制抜本改革の姿を示す。**

用と国内投資の拡大を図る観点から、国際的な協調や主要国との競争条件等にも留意しつつ、課税ベースの拡大等と併せ、法人実効税率の引下げを行う。地域経済の柱となり、雇用の大半を担っている中小法人に對する軽減税率についても、中小企業関連の租税特別措置の見直しと併せ、引下げを行う。

(3) 消費課税

消費税（国・地方）については、本成案に則って所要の改正を行う。いわゆる逆進性の問題については、消費税率（国・地方）が一定の水準に達し、税・社会保障全体の再分配を見てもなお対策が必要となり、また場合には、制度の簡素化や効率性などの観点から、複数税率より給付などによる対応を優先することを基本的に総合的に検討する。併せて、消費税制度の信頼性を確保するための一層の課税の適正化を行うほか、消費税と個別間接税の関係等の論点について検討する。エネルギー課税については、地球温暖化対策の観点から、エネルギー起源CO₂排出抑制等を図るための税を導入する。また、地球温暖化対策に係る諸施策を地域において総合的に進めるため、地方公共団体の財源を確保する仕組みについて検討する。車体課税については、地球温暖化対策の観点や国及び地方の財政の状況も踏まえつつ、簡素化、グリーン化、負担の軽減等を行う方向で見直しを検討する。

(4) 資産課税

資産再分配機能を回復し、格差の固定化を防止する観点から、相続税の課税ベース、税率構造を見直し、負担の適正化を行う。これと併せ、高齢者が保有する資産の現役世代への早期移転を促し、その有効活用を通じて経済社会の活性化を図るとの観点から、世代を超えた資産格差の固定化にも配慮しつつ、贈与税を軽減する。また、事業承継税制について、運用状況等を踏まえ見直しを検討する。

(5) 地方税制

地域主権改革の推進及び国と地方を通じた社会保障制度の安定財源の確保の観点から、地方消費税を充実するとともに、地方法人課税のあり方を見直すことにより、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築する。また、税制を通じて住民自治を確立するため、現行の地方税制度を「自主的な判断」と「執行の責任」を拡大する方向で改革する。

(6) その他

上記の改革のほか、社会保障・税に関わる共通番号制度の導入を含む納税環境の整備を進めるとともに、国際的租税回避の防止を通じて適

切な課税権を確保しつつ投資交流の促進等を図る等の国際課税に関する取組みや国際連帯税等について、検討を行う。

なお、平成22年度・23年度税制改正においては、このような方向性を踏まえ、税制抜本改革の一環をなす緊要性の高い改革に取り組んできたところであり、現在、国会において審議が行われている平成23年度税制改正については、引き続き、その早期実現を目指す。

V 社会保障・税一体改革のスケジュール

社会保障・税一体改革にあたっては、「国と地方の協議の場」で真摯に協議を行い、国・地方を通じて改革の円滑かつ着実な推進を図る。

社会保障改革については、税制抜本改革の実施と併せ、別紙2に示された工程表に従い、各分野において遅滞なく順次その実施を図る。税制抜本改革については、政府は日本銀行と一体となってデフレ脱却と経済活性化に向けた取組みを行い、これを通じて経済状況を好転させることを条件として遅滞なく消費税を含む税制抜本改革を実施するため、平成21年度税制改正法附則104条に示された道筋に従って平成23年度中に必要な法制上の措置を講じる⁸。

上記の「経済状況の好転」は、名目・実質成長率など種々の経済指標の数値の改善状況を確認しつつ、東日本大震災の影響等からの景気回復過程の状況、国際経済の動向等を見極め、総合的に判断するものとする。また、税制抜本改革の実施に当たっては、予期せざる経済変動にも柔軟に対応できる仕組みとする。これらの事項については、政府・与党において参照すべき経済指標、その数値についての考え方を十分検討し、上記の法制化の際に必要な措置を具体化する。

以上のスケジュールに基づき、国会議員定数の削減や、公務員人件費の削減、特別会計改革や公共調達改革等の不断の行政改革及び予算の替えの活用等による徹底的な歳出の無駄の排除に向けた取組みを強めて、国民の理解と協力を得ながら社会保障と税制の改革を一体的に進める。

8 平成21年度税制改正法附則104条第1項：政府は、基礎年金の国庫負担割合の二分の一への引上げのための財源措置並びに年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する費用の見通しを踏まえつつ、平成20年度を含む三年以内の景気回復に向けた集中的な取組により経済状況を好転させることを前提として、遅滞なく、かつ、段階的に消費税を含む税制の抜本的な改革を行うため、平成23年度までに必要な法制上の措置を講ずるものとする。この場合において、当該改革は、二千十年代（平成二十二年から平成三十一年までの期間をいう。）の半ば

V 社会保障・税一体改革のスケジュール

社会保障改革については、税制抜本改革の実施と併せ、別紙1に示された工程表に従い、各分野において遅滞なく順次その実施を図る。税制抜本改革については、**経済動向等を踏まえつつ**

遅滞なく消費税を含む税制抜本改革を実施するため、平成21年度税制改正法附則104条に示された道筋に従って平成23年度中に必要な法制上の措置を講じる。
上記の

スケジュールに基づき、

国民の理解と協力を得ながら社会保障と税制の改革を一体的に進める。

までに持続可能な財政構造を確立することを旨とするものとする。

VI デフレ脱却への取組み、経済成長との好循環の実現

デフレからの脱却を実現するため、政府として強力かつ総合的な政府策努力を最大限行うとともに、日本銀行に対しては、引き続き、政府と緊密な情報交換・連携を保ちつつ、適切かつ機動的な金融政策運営により、経済を下支えするべく、これにより、我が国経済を本格的な成長軌道に乗せ、潜在需要を顕在化し、安心して社会保険制度の確立を図ることが、雇用を生み、消費を拡大するという経済成長との好循環を通じて、成長と物価の安定的上昇に寄与する。

社会保障は需要・供給両面で経済成長に寄与する機能を有しており、医療や介護分野での雇用創出や新たな民間サービス創出のための環境整備、ICTなどのテクノロジーを活用した社会保障費用の最適化、サービスの質の向上、医療イノベーション、ライフイノベーションの推進、ドラッグラグ・デバイスラグの早期解消、先進医療制度の運用改善、民間企業を含めた多様な事業主体の新規参入促進、「新しい公共」の創造など、利用者・国民の利便の向上と新たな産業分野育成の観点からの諸改革を進める。

VI 経済成長との好循環の実現

成長と安心、社会保障と経済成長は車の両輪であり、持続的な経済成長がなければ社会保険の財政的安定も実現できない。

社会保障は需要・供給両面で経済成長に寄与する機能を有しており、医療や介護分野での雇用創出や新たな民間サービス創出のための環境整備、ICTなどのテクノロジーを活用した社会保障費用の最適化、サービスの質の向上、医療イノベーション、ライフイノベーションの推進、ドラッグラグ・デバイスラグの早期解消、先進医療制度の運用改善、民間企業を含めた多様な事業主体の新規参入促進、「新しい公共」の創造など、利用者・国民の利便の向上と新たな産業分野育成の観点からの諸改革を進める。

「社会保障・税一体改革」成案決定に至るまでの経緯

日 時	会 議 等	内 容
2月26日	全国知事会議	○「地方の役割を踏まえた『社会保障と税の一体改革』を求める」要請書を採用
4月7日	社会保障改革に関する集中検討会議への準備作業会合	○麻生会長から「社会保障制度改革と地方の役割」について意見表明
5月31日	全国知事会議	○「社会保障と税の一体改革」に対する意見書を採用
6月2日	第10回「社会保障改革に関する集中検討会議」	●改革案の提示 ○片山総務大臣から自治体の意見が聴かれていない等の意見が出される。
6月3日	社会保障制度改革検討PTウェーブ会議	○改革案には地方の意見がほとんど反映されていないため、成案決定に向けて要請行動をとることまで一致
6月8日	福山内閣官房副長官と地方3団体との意見交換会	○山田会長から地方公共団体不在の議論である旨を意見表明
6月10日	社会保障と税の抜本改革調査総会・税制改正PT合同総会 成案決定会合メンバーとの意見交換会	[小沢鋭仁会長代理ほか出席] ○山田会長から政府の進め方に懸念と不信感を持っている旨意見表明 [与謝野経済大臣、野田財務大臣及び大塚厚生労働副大臣出席] ○中村PT長から現在の案ではどの地方団体も賛成できない旨意見表明
6月13日	第1回「国と地方の協議の場」	○山田会長から地方不在の現在の案には反対である旨表明
6月17日	第4回政府・与党社会保障改革検討本部成案決定会合	●修正案の提示 ①地方単独事業を含めた社会保障給付の全体像及び費用推計を総合的に整理すること、②現行分の消費税収について国・地方の配分と地方分の基本的枠組みを変更しないこと、③引き上げ分の消費税収について国・地方の役割分担に応じた配分を実現すること等が盛り込まれる。
6月30日	第6回政府・与党社会保障改革検討本部会議	●成案の決定